

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）
令和7年度～令和11年度（素案）に関する
「パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方」
「区民説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

令和7（2025）年3月

新 宿 区

目 次

1 パブリック・コメント等の実施結果の概要	1
2 パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方	3
3 区民説明会における意見・質問要旨と回答要旨	39

1 パブリック・コメント等の実施結果の概要

(1) パブリック・コメント

① 実施期間

令和6年11月15日（金）～12月16日（月）

② 意見提出者及び意見数

意見提出者 27名・団体

意見数 185件

③ 意見項目の内訳

No.	意見項目	意見数
1	計画全般に関する意見	0件
2	第1章「計画の基本的な考え方」に関する意見	9件
3	第2章 施策目標1 「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」に関する意見	69件
4	第2章 施策目標2 「健やかな子育てを応援します」に関する意見	14件
5	第2章 施策目標3 「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」に関する意見	80件
6	第2章 施策目標4 「安心できる子育て環境をつくります」に関する意見	9件
7	第3章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」に関する意見	2件
8	その他の意見	2件
計		185件

④ 計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	2件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	26件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	21件
D	今後の取組の参考とする	26件
E	意見として伺う	74件
F	質問に回答する	27件
G	その他	9件
計		185件

⑤ 提出方法

区民意見システム	25件
持参	2件
ファックス	0件
不明	0件
計	27件

(2) 区民説明会

① 実施期間

令和6年11月18日(月)、11月19日(火)

② 出席者及び意見数

出席者 7名

意見数 19件

③ 意見項目の内訳

No.	意見項目	意見数
1	計画全般に関する意見	1件
2	第1章「計画の基本的な考え方」に関する意見	1件
3	第2章 施策目標1 「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」に関する意見	7件
4	第2章 施策目標2 「健やかな子育てを応援します」に関する意見	0件
5	第2章 施策目標3 「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」に関する意見	6件
6	第2章 施策目標4 「安心できる子育て環境をつくります」に関する意見	4件
7	第3章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」に関する意見	0件
8	その他の意見	0件
	計	19件

④ 計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	1件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	5件
D	今後の取組の参考とする	3件
E	意見として伺う	3件
F	質問に回答する	7件
G	その他	0件
	計	19件

(3) 素案説明動画のオンライン配信による実施

① 視聴期間

令和6年11月15日(金)～12月16日(月) 区ホームページにて視聴可能

② 動画時間

30分程度

③ 視聴回数

263回

2 パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方

(1) 第1章「計画の基本的な考え方」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
1	第1章「1 計画の位置付け及び計画期間等」の「(1)計画の位置付け」にある「子ども・子育て支援法」第2条(基本理念)とはどういうものか説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 「子ども・子育て支援法」第2条では、基本理念として次の3つを挙げています。 1 子ども・子育て支援は、父母等の保護者を筆頭として、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力して行うこと。 2 子ども・子育て支援給付等の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、良質かつ適切で、保護者の経済的負担の軽減が適切に配慮されたものであること。 3 子ども・子育て支援給付等の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないこと。 条文は本計画の参考資料に掲載します。あわせて、関連する法規についても掲載します。
2	第1章「(1)計画の位置付け」にある「自立促進計画」は、「6施策と主な事業」の「(2)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」のどこに関係するのか。	F	ご質問に回答します。 「施策3-1(2)経済的な支援」及び「施策3-5ひとり親家庭への支援」におけるひとり親家庭への支援のための施策に関係しています。
3	第1章「(1)計画の位置付け」にある「成育医療等基本方針に基づく計画」は「6施策と主な事業」の「(2)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」のどこに関係するのか。	F	ご質問に回答します。 「施策2-1妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組」及び「施策2-2子どもの健やかな成長のために」に関係しています。具体的には、出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)、すくすく赤ちゃん訪問、産後ケア事業等です。
4	第二期計画のP2「(3)他の計画との関係」にあった、「健やか親子21」が示すビジョンを踏まえた「母子保健計画」はとなったのか。	F	ご質問に回答します。 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の改定により、区は、母子保健計画に代わり、本計画の第三期からは、母子保健を含む「成育医療等基本方針に基づく計画」を策定することとしました。なお、「成育医療等基本方針に基づく計画」は、本計画に含まれています。
5	第1章「1計画の位置付け及び計画期間等の計画等」の体系フロー図のどこにある連携、対応、勘案はどう違うのか。「連携」について教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 体系フロー図のうち、「対応」は、各法令の条文等の記載を踏まえて策定していることから「対応」としています。 「勘案」はこども大綱にのみ使用しています。本計画は、こども大綱の趣旨を踏まえて策定していることから「勘案」としています。 また、「連携」については、本計画が新宿区の実行計画及び各個別計画と施策や事業で関連する部分について、ともに取り組んでいることを示すため、「連携」としています。
6	第1章「1計画の位置付け及び計画期間等の計画等」の体系フロー図のどこにある「新宿区総合計画(平成29年12月作成)」の計画期間が令和9年度までになっているが、本計画の計画期間との関係から、令和10年度以降はどうなるのか。	F	ご質問に回答します。 本計画は、「新宿区総合計画」を上位計画とし、その分野別計画として策定していることから、新たな「新宿区総合計画」が策定された際には、あわせて見直しを行う予定です。
7	第1章「1計画の位置付け及び計画期間等」の「(4)SDGsの推進」について、SDGs(持続可能な開発目標)を「新宿区第三次実行計画(令和6年1月作成)」に続いて本計画(素案)にも取り上げたことは、大いに評価する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 本計画は、SDGsに合致するものであり、計画の推進がSDGsの目標達成につながるものと考えていることから、今後も引き続き、本計画に沿って、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
8	第1章「4計画策定体制と点検・評価等」「(5)点検・評価」に「計画の進行管理を行います。」とあるが、「1計画の位置付け及び計画期間等」の「(2)計画期間 令和7年度から令和11年度まで」との関係から、令和10年度以降はどうなるのか。	F	ご質問に回答します。 令和10年度以降も新宿区次世代育成支援推進本部会議、新宿区次世代育成協議会及び新宿区子ども・子育て会議により計画の進行管理を行ってまいります。
9	第1章で、施策目標の3-3のところ、放課後の居場所になぜ児童館だけ目出しされていないのか疑問です。	F	ご質問に回答します。 児童館は、小学生のみではなく18歳未満の児童と保護者を対象としていることから、素案16ページの施策目標1-4「子どもから若者まで切れ目のない支援に向けて」に記載しています。

(2) 第2章 施策目標1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
10	第1章6「(2)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」の施策1-1「(1)全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利」にある「キッズページの運営」について、第二期計画に引き続き「幼児期3～5歳から小学生まで」にしてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を変更します。 ご意見や、インターネットが幼児等の低年齢層にも普及している現状等を踏まえ、「キッズページの運営」について、第二期計画に引き続き、「幼児期3～5歳から小学生まで」に変更します。
11	素案P21「第2章の見方」の注意事項に「表中の網掛けは、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。」とある。 第3章1「(7)地域子ども・子育て支援事業」に記載されている事業はすべて市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業か。そうであるならば、P134にある「親子関係形成支援事業」について、P31の主な事業にある(6)親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)とP172の事業一覧にある親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)に「網掛け」をするべき。	G	ご意見を踏まえて修正します。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
12	<p>新宿区自治基本条例第22条をより具体化するためにも、子どもの権利条約に基づいた「新宿区子ども条例」を制定し、子どもの意見表明をあらゆる場面で尊重するとともに、「子ども会議」や「子どもの権利委員会」等、子どもが意見を表明する権利を保障する会議体の設置を求めます。そのため、主権者教育の一環として自治基本条例を教育課程に位置付けることが必要です。例えば、区立中学校の「制服」のあり方について、全国的な動きである「制服・私服選択制」等を参考にしつつ、子どもの意見を聴く場を設けて見直しを進めることや、区立中学校の校則をホームページで公開し、学校説明会で説明し、生徒・保護者ととも子ども権利条約の観点で校則を見直すべきです。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「新宿区自治基本条例」第22条は、子どもの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障を規定しています。</p> <p>また、「新宿区総合計画」(平成30年度～令和9年度)においても、「子どもの権利の尊重」を施策の方向性に掲げ、子どもの権利や人権についての理解を深める取組を進めるとしています。</p> <p>この新宿区総合計画の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画であり、妊娠期からの子育てと子どもが成長し世帯形成期に至るまでの支援を体系化したものとして「新宿区子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。</p> <p>現行の「新宿区子ども・子育て支援事業計画」(第二期:令和2年度～令和6年度)では、計画策定に当たった4つの視点の1つに「子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点」を掲げ、子どもの権利を様々な角度から守り、推進することとしています。</p> <p>「新宿区子ども・子育て支援事業計画」(第三期:令和7年度～令和11年度)(以後、「新計画」という)では、令和5年4月に施行された「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、子ども自らが意見を表明することの大切さを施策目標に明記するとともに、同計画に掲げる具体的な各施策を通して、実質的に子どもの権利が保障される取組を引き続き行っていくこととしています。なお、新計画策定に向け令和5年度に実施した「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」では、保護者だけでなく、小学校5・6年生、中学生、高校生年齢の子ども本人も調査の対象として意見を聴いており、子どもの意見表明の機会の1つであると考えています。</p> <p>さらに、令和6年度は新計画策定にあたり、子どもを対象とした子どもWebアンケートを実施しました。子どもWebアンケートは、子ども・子育て支援事業計画の内容に関連する設問を通じて子どもからの意見を聞くとともに、子どもが区政に関心を持つ機会としました。あわせて、区政に対して意見を表明する手段の一つとしてのパブリック・コメントを紹介し、案内することも目的としています。このように区では、「子どもの権利条約」の基本的考え方である4つの原則のうち、「子どもの参加」という考え方を大切に捉えています。こうしたことから、「新宿区子ども条例」制定や会議体設置の考えはありません。</p> <p>また、自治基本条例を取り上げた主権者教育については、全校に通知を発出し、「新宿区自治基本条例ハンドブック」を社会科や特別活動の中で取り上げ、自治の仕組みや意義について理解を深める教育活動を積極的に実施していくよう働きかけています。</p> <p>「制服」の在り方については、各校において学校長が中心となって検討されていくものとなりますが、教育委員会としても他地域の動向を注視していきます。校則については、毎年4月に内容が適切かどうかを各校で点検し、必要に応じて見直しを進めていくように各校に求めています。学校に示している点検の視点には、「児童・生徒の人権に配慮したものであること」「児童・生徒と保護者の理解を得られていること」が明記されています。</p>
13	<p>「新宿区の教育」に以前のように憲法と子どもの権利条約を掲載し、人格の完成を目指す教育をすすめるべきです。子どもの権利条約について児童・生徒が内容を理解し、自らの権利を自覚できるよう必要な機会を設けなくてはなりません。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>憲法や教育基本法の精神・理念に基づく教育行政を実践することはもとより、子どもの権利条約を遵守することは教育行政に携わる者として当然の責務です。「新宿区の教育」は、主に教育関係者による活用を目的として発行しているものであり、特に掲載の必要はないものと考えます。</p> <p>国民の権利や人権に関する学習は、発達段階に応じて行っています。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
14	<p>ヤングケアラーについて、コーディネーター1名配置をしたことは大事ですが、対象者は増えており増員が必要です。教育委員会の調査に加え、高齢者・障害者部門からも実態を把握することと併せ、ヤングケアラー支援計画を策定し、総合窓口と担当部署を置いて支援を進めるべきです。</p>	E	<p>ご意見として伺います。 ヤングケアラー・コーディネーターは、各子ども家庭支援センターのケースワーカーと連携して併走型の支援を行っていることから、現時点で増員は考えておりません。 また、高齢・障害・生活福祉などの部門に対し、ヤングケアラー支援の研修を行い、連携を強化しています。ヤングケアラーを把握した際は、適宜、相談窓口である子ども総合センターへ連絡いただくようにしており、実態の把握から支援まで継続した対応を行っていることから、ヤングケアラー支援計画についての策定予定はありません。 令和4年度の「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査において、家族等介護者の状況を把握するとともに、ケアマネジャー調査及び介護保険サービス事業所調査において、高齢者総合相談センターへの相談内容に「ヤングケアラーに関すること」等を新たに追加し調査したところ、ヤングケアラーに関する相談が寄せられていることが分かりました。さらに、令和4年11月に実施した「障害者生活実態調査」では、18歳未満の子どもが介護者となっている割合が全体の1.7%あり、ヤングケアラーの実態を確認しています。 ヤングケアラーに特化した計画を策定する考えはありませんが、高齢者保健福祉計画ではヤングケアラーを含めた家族の介護者の悩みなども気軽に相談できる場として高齢者総合相談センターを周知することや、ヤングケアラー等の重層的な支援ニーズに対応するための関係機関との連携強化に向けて取り組んでいくこととしています。障害者計画では「家族への支援」を施策として位置付け、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係る負担等に配慮し、家事援助などの給付等により支援していくよう、今後の取組の方向性を示しています。 教育委員会では、引き続きヤングケアラーの実態調査を定期的に実施し、学校が困難を抱える児童・生徒の状況を迅速に把握し、関係機関と連携して対応できるよう支援体制の充実を図ってまいります。</p>
15	<p>人権意識の向上には、子どもたちの性の実態に対応した包括的性教育を行うことが大切です。医師会と連携し医師による性教育を行うべきです。人権教育の観点から、性犯罪の加害者にも被害者にもならないような教育を行うべきです。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。 包括的性教育の大切さは認識しています。 乳幼児健康診査・育児相談・親と子のひろば等での講話では、愛着や他人を大切にすること、子どもからの質問への答え方など、包括的性教育の視点を持って実施しています。今後も引き続き実施していきます。 性感染症予防に関する健康教育については、区内中学3年生を対象として、希望があった中学校に保健師が出向いて実施しています。令和5年度は6校585人に実施しました。今後も引き続き実施していきます。 性教育については、学習指導要領と東京都のガイドラインに基づき、引き続き計画的に進めてまいります。医師会と連携した取組についても、中学校を中心に今後も継続して実施していきます。性暴力などの人権課題に関する教育は、正しい知識や対応方法を身に付けられるように、各校の人権教育の中で計画的に進めてまいります。</p>
16	<p>LGBTQ・SOGIに関する正しい理解をするための人権教育を行い、文部科学省の通知等の内容については、教員だけでなく、保護者・児童・生徒にも周知する必要があります。当事者の児童・生徒に対するいじめ防止や校則の見直し等の、合理的配慮を行うべきです。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。 LGBTQ・SOGIに関する学びは、重要な人権課題の一つとして、各校で計画的に学習が進められています。LGBTQ・SOGIに関する正しい理解の重要性や学校の人権教育の取組については、道徳授業地区公開講座や保護者会、学校からの便り等を通じて、保護者に発信し理解・啓発につなげています。当事者の児童・生徒に対しては、制服や学校生活上で配慮が必要な事項について、個々の状況に応じて各校が柔軟に対応しています。また、いじめ防止に関する取組については、いじめは絶対に許されないという姿勢で各校が教育活動全体を通して指導を行っています。 また、情報誌や講座、啓発グッズの配布など、性の多様性の理解を深める取組を行っています。 なお、小学5年生及び中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発を行っています。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
17	(2)虐待から子どもを守るための取組の現状と課題の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク 主な構成機関のところにある「女性相談支援員」と第2章 施策3-5ひとり親家庭への支援の現状と課題の②ひとり親家庭に関する相談などの支援のところにある「家庭相談員」とはどう違うのか。	F	ご質問に回答します。 「女性相談支援員」とは、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員のことです。 「家庭相談員」は、家庭裁判所の調停委員等の経験を有する者が任用されています。親権、養育費及び面会交流等の離婚前相談や、家庭生活の人間関係全般に関する相談を行っています。
18	児童相談所区移管に向けて、児童福祉士・児童心理士など必要な専門職員数を見込んで計画的に正規職員として採用することを求めます。職員の研修は東京都の協力も得て計画的に実施し、開設までに万全の準備をしなくてはなりません。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、児童相談所の開設に向けて、職員配置基準を満たすよう計画的に専門職の採用を行っています。また、職員の研修については、東京都等他の自治体への派遣研修の実施のほか、東京都や特別区職員研修所が実施する研修等を計画的に受講し、人材の育成に取り組んでいます。
19	児童相談所区移管に向けて、乳児院・児童養護施設や里親等の社会的擁護の環境の整備を行い、とりわけ区内に設置のない小学生を対象とする児童養護施設の設置計画を早急に具体化することを求めます。	E	ご意見として伺います。 社会的養護における環境整備については、「東京都社会的養育推進計画」に基づいて、社会的養育や多様な家族のあり方について理解を深めてもらえるよう、都と連携して里親制度の普及啓発等の取組を進めています。 小学生を対象とする児童養護施設については、児童相談所設置区における状況や、都と特別区間の広域調整による相互利用の状況を注視していきます。
20	施策1-1「(2)虐待から子どもを守るための取組」の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークについて、主な構成機関に「学校」が追加されたことは、大いに評価する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 学校については、従来より新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの構成機関に含まれており、前計画では教育委員会に含めて記載していましたが、より明確化するため、今回記載を見直しました。
21	第二期計画P29の現状と課題の(3)児童相談所の整備 のところに記載されていた「社会的養護における里親制度の普及啓発」は、どうなったのか。	F	ご質問に回答します。 区は、子ども家庭・若者サポートネットワークにおいて、毎年、里親月間中に養育家庭体験発表会を都区合同で実施しています。また、同時期に各特別出張所で、養育家庭（里親）パネル展を実施することで、里親の新規開拓や認知度向上のための啓発に継続して取り組んでいます。
22	第二期計画のP30の取組の方向「③児童相談所の開設準備」に記載されていた「啓発活動（広報紙での継続的な周知、広報物の配布、制度の説明会・相談会及び出前講座の開催など）はどうなったか。	F	ご質問に回答します。 区は、子ども家庭・若者サポートネットワークにおいて、毎年、里親月間中に養育家庭体験発表会を都区合同で実施しています。また、同時期に各特別出張所で、養育家庭（里親）パネル展を実施しています。さらに、広報新宿やウイズ新宿などの広報紙等も活用することにより、里親の新規開拓や認知度向上のための啓発に継続して取り組んでいます。
23	施策1-1(2)虐待から子どもを守るための取組の現状と課題の②虐待発生予防の取組のところにある「親と子のひろば心理相談員による相談」について、「親と子のひろば」とは子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろばと考えてよいか。	F	ご質問に回答します。 お見込みのとおりです。
24	施策1-1のP29にある「児童相談所と特別区における連絡調整(東京ルール)」について説明してほしい	F	ご質問に回答します。 東京ルールとは、国の指針等を踏まえ、児童虐待相談における役割分担を明確にするために、東京都内の子ども家庭支援センターと児童相談所との間における連絡・調整の手段や方法を具体的に定めているものです。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
25	<p>施策1-1「(2)虐待から子どもを守るための取組」の主な事業にある「(b)子育て短期支援事業(要支援家庭を対象とした子どもショートステイ)」について、</p> <p>①第3章1「(7)地域子ども・子育て支援事業」にある「子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)」との関係を教えてほしい。</p> <p>②第3章6「(3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)」の実施場所/利用実績/量の見込み/確保方策の考え方/確保方策には含まれているのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>①「子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)」と「子育て短期支援事業(要支援家庭を対象とした子どもショートステイ)」は、区が委託した施設等で一時的に子どもを預かる点では同じですが、後者では、強い育児疲れや不適切な養育のおそれがある家庭に対して区が利用を勧奨し、養育状況の改善を目指した支援を行っています。</p> <p>②含まれています。</p>
26	<p>③もし、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業ならば素案P31とP171の「子育て短期支援事業(要支援家庭を対象とした子どもショートステイ)」に「網掛け」をするべき。</p>	G	<p>③ご意見を踏まえて修正します。</p>
27	<p>施策1-1「(3)子どものいじめ防止や不登校対策等の取組」の主な事業の「(a)学校問題支援室の運営」にある「学校問題支援室」の構成員を教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>学校問題支援室は、学校現場での指導経験を有する統括指導主事と指導主事、3名のスクールソーシャルワーカー、1名の学校問題サポート専門員で構成されています。</p>
28	<p>第二期計画P33の主な事業「学校問題支援室の運営」の現状にある「ふれあい月間(6.11.2月)の取組みの周知及び状況把握のための調査の実施」と「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)の実施」の状況を教えてください。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「ふれあい月間(6.11.2月)の取組みの周知及び状況把握のための調査の実施」、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)の実施」に記載のあるいずれの調査についても計画どおり全校で実施されています。調査後は、各校で調査内容を分析し、支援が必要な内容が確認された場合は個々の事案に応じた対応を迅速に進め、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにしています。</p>
29	<p>不登校の生徒に対する支援事業についての言及がなく、支援強化をお願いしたい。</p> <p>義務教育年齢の子供たちは、健診事業、キャリア支援、進路指導、スポーツ、地域交流など、あらゆる機会が学校に集中しているため、不登校になってしまうと、健診すら受診する機会を失ってしまう。</p> <p>教育委員会が開く適応指導教室もあるが、そこに行けない子供たちが圧倒的に多く、教育の機会を失っている子供が多い。また、発達障害や特性を持つ子が不登校になった場合にまなびの教室を利用したいと思っても、心理検査を受けるまでに時間が掛かり、適切な時期に適切な支援が受けられない状況が放置されている。そして、まなびの教室の申し込み期間が絞られており、利用のハードルは高い。東京都の事業で、フリースクールの月謝の助成2万円がスタートしたが、それを使っても保護者の費用負担が多く、利用できる家庭はほんの一部であり、不登校の家庭は育児負担が多く、母親の離職率は高い。そして、必要な支援は、学習、メンタル支援、生活指導、コミュニケーション実践、ソーシャルスキル向上、ペアレントトレーニングと幅広く、教育委員会と子ども家庭部の双方にまたがっている。そのため、その2者が一緒に活動し、地域のフリースクールや放課後デイサービス、プレイパークなどの民間団体と一緒にコンソーシアムを立ち上げ、官民連携の共同事業や、不登校児の父母のネットワーキング、こどもたちの居場所の拡充などを検討して欲しい。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>教育委員会では、不登校の児童・生徒に対し、教育の機会を提供し、将来の社会的な自立につなげるために様々な取組を進めています。ご意見のとおり、相談する機関や行政の支援内容が分からず、適切な支援を受けることができていない児童・生徒や保護者もいることから、令和6年12月に、不登校対応に関する内容をガイドブックとしてまとめ、区のホームページに掲載し、具体的な支援内容の周知に努めています。</p> <p>令和7年度に向けては、本区において顕著である中学生の不登校支援を拡充するために、東京都教育委員会の取組であるチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置や不登校対応校内巡回教員などを活用していきます。</p> <p>民間団体との連携については、フリースクールの職員を研修会等に招き、情報交換や連携の在り方を協議するなどしています。</p> <p>新宿区立教育センターに設置されているつくし教室では、小集団での活動や、学習指導を通じて、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた情緒の安定や基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の支援を行っています。また、つくし教室への通室を希望しているが通室が難しい児童・生徒のために、図書館等を活用した「けやきルーム」の実施や、メンタルフレンドによる家庭訪問など、個々の子どもたちの状況に応じた支援を行っています。引き続き、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添いながら、社会的自立を支援していきます。</p> <p>なお、まなびの教室の利用申請は、小・中学校への入学に際しての申請以外は、在籍する学校で利用の必要性を検討した後、学校から申込みを行うこととしています。申請受付後は、心理検査や在籍学級での様子の観察等、必要な手続きを行い、年度内に複数回実施される就学支援委員会での利用の可否が決定される仕組みとなっていますので、年度途中に入室を希望する保護者の方へは、各回の就学支援委員会に向けて手続きが間に合うよう、早めに学校へ相談をお願いしているところです。</p> <p>子どもの居場所として、区には、乳幼児から中高生まで利用できる児童館(15か所)と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター(4か所)と子ども総合センターがあり、児童コーナーや中高生ルームがあります。また、区内5か所の公園ではプレイパーク活動を行っています。子どもたちに広く利用していただけるよう、周知に努めてまいります。</p> <p>今後も教育委員会と子ども家庭部との連携を強化し、不登校の児童・生徒に対する支援の充実や民間団体等とも連携しながら学校内外での居場所づくりを進めてまいります。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
30	<p>適応指導教室があることは、不登校の子どもと親にとっては大きい意味があります。</p> <p>しかし、心のエネルギーが枯渇して、回復途中の子どもの中には「勉強に取り組めるほどのエネルギーはまだ溜まっていないが、外の人と繋がりたい。家以外の居場所が欲しい。」と願う子どもたちも多くいます。</p> <p>川崎市の場合、勉強する適応指導教室、時間割はなくそれぞれが自由に過ごす事を目的とした適応指導教室と、特色が異なる教室があります。</p> <p>フリースクールという選択肢もありますが、親の経済的負担の大きさや親自身が自分で探して繋がるには時間も労力もとても大きくかかるハードルがあります。</p> <p>学校と連携する適応指導教室として、つくし教室に加え「好きなことをしていい。何もしないあなたでもいい。」というまずは家を出ても安心できる居場所としての適応指導教室も作って頂けると多くの子どもが第一歩を踏み出せると思います。</p> <p>また、回復途上の子どもが適応指導教室につながることで、多くの保護者が心の安定を得ることができます。</p> <p>保護者が安定することで、家庭が安定し、子どもの精神的な回復も進みます。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>新宿区立教育センターに設置されているつくし教室では、小集団での活動や、学習指導を通して、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた情緒の安定や基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の支援を行っています。登室日数や登室時間等は児童・生徒や保護者と相談しながら、開室時間内で個人状況に応じて柔軟に対応しています。</p> <p>また、つくし教室への通室を希望しているが通室が難しい児童・生徒のために、図書館等を活用した「けやきルーム」の実施や、メンタルフレンドによる家庭訪問など、個々の子どもたちの状況に応じた支援を行っています。引き続き、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添いながら、社会的自立を支援していきます。</p>
31	<p>P34の(a)不登校児童・生徒への支援の【事業の目標】の令和9年度目標の数値が、令和5年度の実績よりも下がっているのはどうしてでしょうか？</p> <p>新宿区内の不登校の中学生の多くは保護者が手探りで進路を見つけていきます。</p> <p>神奈川県では、教育委員会と民間フリースクールや通信制高校などが協力して、不登校の生徒のための高校等進路相談会を各地で行っています。</p> <p>不登校の生徒が増加する今、目標値が下がるというのは、新宿区としては母数が増えるからパーセンテージが下がってもしようがないということなのかと考えるととても残念で仕方ありません。</p> <p>他自治体の例を知ること、区として取り組んで頂けることはまだあるのではないのでしょうか？</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>目標値については、これまでの経年変化も踏まえ、単年度の実績のみで設定するのではなく、毎年不登校児童・生徒の実態を十分に分析した上で設定しております。また、教育委員会では目標値を上回ることができるように取組を推進しています。</p> <p>不登校支援の取組については、令和7年度以降さらに内容を充実させていく予定です。今後も他の自治体の取組を注視し、本区の取組をより一層進めていきます。</p>
32	<p>P34の(a)不登校児童・生徒への支援の【事業の概要】に記載の「教職員への理解啓発」について、資料の配布や専門家による研修だけではなく、不登校経験者の元生徒や保護者、フリースクールのスタッフなどの生の話を聞いていただける機会を作ってもらえると、大変ありがたく思います。</p> <p>学校に行けなくなって混乱の中にある生徒と保護者の多くが頼り、気持ちを受け止めてもらいたいと願うのが担任や学校の先生です。</p> <p>だからこそ、子どもたちや保護者がどんな気持ちなのかを教職員の皆様にもまず知って頂きたいと願います。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>ご意見のとおり、専門家の講義を受けるだけでなく、フリースクールなどの民間施設の方の話を聞くことも大切であると考えています。これまで、フリースクールの職員を生活指導主任会に招き、情報共有を行う活動を行ってきました。不登校経験者や保護者との交流については、中学校PTA役員の保護者と情報共有するなどして、今後の研修等の在り方を考えていきます。</p>
33	<p>校内に安心できるワンクッションのような校内フリースクールがあれば、不登校から回復途上の子どもたちのステップとしてと共にクラスや授業が辛い子どもたちの居場所として機能することで、学校から遠ざかることなく心の回復を図ることができると思います。</p> <p>横浜市では、今年9月から全小中学校に校内フリースクールが設置されました。</p> <p>人員確保等の課題はあるかと思いますが、新宿区でも全校への校内フリースクール設置を是非進めて頂きたいと思えます。</p> <p>誰でもそのまま大丈夫と思える居場所や繋がりを作って頂きたいのです。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>現在、学校へ登校し、教室で学習することが難しい生徒がいる場合、別室を確保し、個別に学習の支援をするなどの対応を、各学校が工夫して実施しています。</p> <p>教育委員会では、各校の空き教室などの状況を確認しながら、教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、別室における個別支援及び家庭と子供の支援員など校内別室支援に係る配置費用を東京都教育委員会に要望するなど人員確保等に引き続き取り組んでいきます。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
34	「いじめや不登校、その他問題行動」というような文言が多用されており、不登校を「問題行動」とみなし、いじめと不登校を同列に扱っているように見えることから、「不登校」の認識に偏りがあると感じる。 いじめ等の明白な理由がなく不登校に至る児童・生徒も多数存在すると思うが、こういった子どもに対する支援内容が、この計画案からは読み取れない。 不登校児童の低年齢化も顕著で、従来の高学年を主な対象とした支援では何が不十分で、何を追加すべきかの検証、それに基づく具体的施策があるのかが見えない。これらについて、さらなる検討、具体的支援策、それに必要な予算の確保を求める。	E	ご意見として伺います。 教育委員会では、国の指針にもあるように、不登校について問題行動とは捉えていません。また、不登校については多様な理由をもつことからそれぞれのニーズに合った支援を行っていくことが望ましいと考えます。特に本区において顕著である中学生の不登校支援を拡充するために、東京都教育委員会の取組であるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置や不登校対応校内巡回教員などを検討しています。引き続き、いじめ、不登校、問題行動について対応を行ってまいります。
35	第二期計画P33の「主な事業」の「新宿子どもほっとライン」が素案には掲載されていない。事業の状況を教えて欲しい。	F	ご質問に回答します。 いじめ相談専用電話として「新宿子どもほっとライン」を運用しています。新宿区内の幼児・小学生・中学生・高校生ならびに保護者を対象として、専門のカウンセラーが電話相談をしています。相談日時は、土日・祝日は正午から午後10時まで、平日は午後5時から午後10時まで対応しています。
36	スクールカウンセラーは小中学校とも更に配置を増やし、幼稚園にも配置する必要があります。特に、大規模校や課題のある学校には加配を行うべきです。また、相談室は、誰でも気軽に出入りできる部屋と、個別の相談に応じるためのプライバシーに配慮した部屋を確保する必要があります。また、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの処遇を改善し常勤化して安定的な相談体制にすべきです。	E	ご意見として伺います。 相談室については、各校においてプライバシーに配慮した部屋を確保できるように努力しています。 スクールソーシャルワーカーについては、今後も会計年度任用職員としての雇用を継続していく予定です。 平成25年度からは都のスクールカウンセラーが全小・中学校に配置され、区独自に採用しているスクールカウンセラー20名と合わせて、小学校では週2日～3日、中学校には週3日配置するとともに、必要に応じて日数の増等にも対応しています。 幼稚園へのスクールカウンセラーの配置の予定はありませんが、併設園に関しては小学校に派遣されたスクールカウンセラーが状況に応じて対応しています。 各学校における教育相談室については、教育センターの教育相談室から職員を派遣して、相談室の場所や設備、児童・生徒が来やすい環境づくり等を指導し、プライバシーに配慮した部屋になるよう努めています。また、専用電話は設置済みの中学校に加え、小学校も平成30年度に設置を完了しました。
37	教育センターに正規職員の臨床心理士を配置し、教育センターで行っている教育相談は、さらに夜間の受入時間拡大や、土日・祝日など、子どもと保護者が相談しやすい環境をつくるべきです。「新宿子どもほっとライン」については、電話を無料にし、LINEでの相談を可能とする必要があります。インターネット相談「子どもなやみそうだん」の入力フォームは、大人用フォームの「入力のやり方」をPDFで解説するやり方ではなく、小学生でもわかる独自のフォームへ早急に改善すべきです。メールは受付だけでなく相談のやりとりもできるようにする必要があります。	E	ご意見として伺います。 新宿区立教育センターで行っている教育相談は、校長、副校長等の実務経験・知識等を有する者と、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する者で平日の午前9時から午後6時まで相談を行っています。 休日・夜間の対応は、いじめに関する相談窓口である「新宿子どもほっとライン」で行っています。土日・祝日は正午から午後10時まで、平日は午後5時から午後10時までとなっています。また、都が実施している24時間電話相談についても、各学校への周知を図っています。 LINE相談については、令和元年度から東京都が導入しており、案内カードの配布や教育センターのホームページのトップ画面に掲載するなど周知を図っています。 インターネット相談「子どもなやみそうだん」については、現在のフォームの「入力のやり方」を子どもによりわかりやすくなるよう漢字にルビを振るなどの工夫をしています。 相談員とオンライン上で話すことのできる国の「子どものためのチャット相談」を区立学校在籍の全児童・生徒に配布するリーフレットに掲載し、対面や口頭での相談が難しい児童・生徒も安心して相談できる窓口を周知しています。 さらに、児童・生徒に配付しているタブレット端末から相談できる「新宿区子ども相談フォーム」を令和6年度から始めています。 相談者にとってより相談しやすい環境を整えており、引き続き保護者の方や児童・生徒の様々な不安や悩みにお応えしていきます。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
38	全ての学校・幼稚園にスクールソーシャルワーカーを配置することが必要です。早期に各中学校区への配置を求めます。すでに不登校対策で成果をあげている荒川区などに加え、豊島区も全中学校区に配置としました。運用については、関係機関の調整だけでなく、担任と連携して家庭訪問を行うなど、アウトリーチ型に充実すべきです。本人の希望により登校日数が増えるようチャレンジクラスを全校に設置することも大切です。保護者の悩みに応えた情報提供や支援をすべきです。フリースクールに通う家庭の経済的負担は非常に大きく助成を行うべきです。特に事業の目標が現状より悪化していることになっていることは、目標設定として問題で、現状より改善するよう引き上げるべきです。	E	ご意見として伺います。 本区においては、全ての学校・幼稚園にスクールソーシャルワーカーを配置する予定はありませんが、令和7年度からは現在の3名から5名に増員する予定です。今後も本区では、スクールソーシャルワーカーによる間接支援の充実を図り、様々な機関と連携して学校問題の解決を図ってまいります。不登校支援としては、各校における別室指導の充実に向けて、校内教育支援センターの設置を各校に働きかけていきます。また、東京都教育委員会の取組である「チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）」NS学級を西新宿中学校に設置する予定です。フリースクールに通うご家庭に対する助成について、区として行う予定はありません。
39	「ことばの教室」を利用していたが、そもそも存在自体が子育て世代に周知されていない。口コミや園の先生からの情報をもとにたどりついたが、支援を必要とする家庭に情報が行き届いているか疑問。場所も戸山公園のど真ん中の東戸山小学校内で駅から遠く、非常に交通の便が悪いうえに平日利用が中心のため、共働き家庭が気軽に利用できない状況。今の状況では、限られた地区の送迎が可能な子どもしか支援を受けられないのが現状。とても意義ある支援だと思うので、地区ごとに複数箇所を設ける、土曜や夕方の時間帯の支援を広げるなどサービスの拡充をはかってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 各区立学校及び幼稚園、子ども園、保育園、子ども総合センター等を通じて、「ことば」や「きこえ」に心配のある幼児・児童・生徒の保護者の方々に、「ことばの教室」のリーフレットを配布し、「ことばの教室」について、引き続き周知を行っていくとともに、区立学校や幼稚園・子ども園の教員の理解促進を図り、各学校・園で相談しやすい環境を整えていきます。現状では、「ことばの教室」を他地区に設置することは予定していませんが、東戸山小学校での現体制を維持しつつ、「ことばの教室」のさらなる周知に向けて、情報提供のあり方を検討していきます。
40	学校や保育園などで長時間一緒にいる先生が子どもの自己肯定感や安心できる居場所にはできない要因もあると思う。その場合の対応をしっかりしてもらえるとよいと思う。	E	ご意見として伺います。 子どもの発達においては、人との関わりが重要です。身近にいる保育士等との信頼関係の下、安心して過ごせる環境で、周囲から受け入れられ、認められていることで自己肯定感が育まれると考えています。このことを常に心に留めながら、子どもと関わる保育士等を引き続き育成していきます。また、保育に携わる職員に対し、子どもの人権や自己肯定感を育む関わり方等の専門研修を実施しています。今後も保育の専門性を高めるよう、様々な研修を実施していきます。さらに、学校や幼稚園が子どもたちにとって安心でき、様々な他者との交流を通して自己肯定感を高めていくことができる環境となるよう、今後も教育委員会では、様々な研修等を通して一人ひとりの教員の意識や対応力を高めてまいります。
41	隣の豊島区は、学校にとっても力を入れているが、新宿区の小学校は校舎はボロボロで設備も古い。日本でもお金があるはずの区なのに、あまり子どもたちにお金をかけていないと思うので、学校環境に力を入れて欲しい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立学校においては、予防保全の観点から、施設・設備の効果的・効率的な維持保全を行うため、適宜、必要な修繕を行っています。今後も施設等の状態を適切に把握しながら児童・生徒の安全な学校環境の確保に努めていきたいと考えています。
42	施策1-2「(1)質の高い学校教育の推進」の取組の方向の「(d)教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進」について、「部活動指導員の配置」以外の取組の方向を教えてください。また、いわゆる小規模校に対する目配りについて教えてください。	F	ご質問に回答します。 働き方改革の取組としては、「タイムレコーダー導入による勤務時間の可視化と意識改革」「休暇取得促進期間の設定」「研修や会議の精選や見直し」「校務のICT化による事務負担軽減」「教員の校務をサポートする人員の配置」など様々な取組を行っています。小規模校では、中・大規模校に比べ教職員の人数が少ないことから、校務の負担が一部の教員の偏ることがないように学校長を中心に分掌の見直しや改善を進めています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
43	質の高い教育をする上で、教員の勤務環境の改善は急務です。「月に45時間以上の時間外勤務をする教員をゼロにする」など労働基準法に合致するようにすべきです。勤務時間に応じた適切な業務の軽減を行い、メンタルケア・サポートを拡充する必要があります。	E	ご意見として伺います。 教員の働き方改革については、「一週間の実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標を設定し、平成30年度以降、様々な取組を行ってきました。結果として令和4年度、5年度に引き続き、6年度の8月についても全校種で当面の目標を達成するとともに、全教員の約99%が、この当面の目標を達成することができています。 教員の勤務環境の改善・働き方改革をより一層進めるため、現在、教育委員会事務局内に設置している教員の働き方改革を検討するプロジェクトチームの中で、新たな目標の設定について、学校長等の意見も聴きながら、協議を進めております。 教員の勤務環境の改善に向けた取組を今後も推進していくため、引き続き、各校・園においては、校務分掌や会議、学校行事等の精選や見直しを進め、業務量の軽減を図ってまいります。また、教員のメンタルケア・サポートについては、今後も研修の実施や若手教員の個別面談、産業医面接などを計画的に行ってまいります。
44	教員不足が常態化している状況を一刻も早く改善しなくてはなりません。年度途中の人員不足は直ちに解消するべきです。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 教員の配置については、不足が生じないように引き続き東京都教育委員会に働きかけていきます。
45	小規模校については全専科の教員を配置する必要があります。当面の措置として区費での非常勤を配置し、特に要望の強い理科の専科教員の配置に努力すべきです。	E	ご意見として伺います。 区立学校の正規教員の任命権は東京都教育委員会の権限となっており、教員は東京都全体の人事異動の中で配置されるため、教員の配置を区の判断で進めることは難しい状況です。理科教員に限定することは難しいですが、新宿区教育委員会では、小規模校を含む全ての区立学校に学習指導支援員などの区費職員を配置し、学習指導の充実につなげてまいります。
46	小学校での教科担任制は学校経営の面や教員の負担増の面から問題が出ているため直ちにやめるべきです。	E	ご意見として伺います。 小学校における教科担任制は、児童の多面的理解や授業準備の効率化、教員の同僚性の向上など、実施校からは様々なメリットが報告されています。今後も、計画的に実施してまいります。
47	学力テストについては学校ごとの結果は公表しないというこれまでの方針を堅持するとともに、各学校に対しても自校の結果について公表しないという方針を区教委として明確にすること。区独自の学力テストについては、存廃も含め教員にアンケート調査し功罪を検証すべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区学力定着度調査については、今後も学校ごとの結果を公表する予定はなく、学校に対してもその方針は伝わっています。教員を対象としたアンケート調査を実施する予定はありませんが、管理職を通して各校の学力定着度調査に対する意見は確認してまいります。
48	30人学級を早急に全ての学年で実施するよう、国や都に求めると同時に、そのための教室確保など環境整備に着手すべきです。区が直ちにできることとして、学習指導支援員を増員し少人数に分けた授業を行うことで実質的な全学年30人以下学級実現を求めます。	E	ご意見として伺います。 30人学級を全ての学年で実施することを国や都に要望することや、少人数指導を目的として学習指導支援員を増員する考えはありません。
49	「部活動指導員」については、学校の要望に沿うように配置率を大幅に引き上げるべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 令和6年度については、学校の需要を踏まえ部活動指導員の配置を30部活動から60部活動程度に拡充しました。 今後も、教員の異動状況を踏まえた要望を各学校が行えるよう部活動指導員需要調査を行い、可能な限り実情に応じた部活動指導員の配置を進めていきます。
50	夏休みのプール指導はレガス等水泳の指導ができる事業者に委託し、教員の負担はなくすべきです。	E	ご意見として伺います。 夏休みの水泳指導については、既に各校で実施日数を減じるなど、各校の実態に合わせた教員の負担軽減の取組を進めており、外部の事業者へ指導を委託することは考えておりません。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
51	学級閉鎖対応や、不登校児支援のため、全クラスでオンライン双方向授業ができる態勢を整える必要があります。そのため、ICT支援員を区立小中学校全校に配置すべきです。タブレットの軽量化と堅牢性の向上を求めます。	E	ご意見として伺います。 学級閉鎖時や不登校の児童・生徒の支援のためにオンラインを活用した学習指導を進めていくことは、これまでも各校に対応を求めてきたところです。今後も、各校の実態に合わせた指導体制の充実に努めてまいります。ICT支援員は派遣時間を増やしたことで、各校で活用が進んでいます。全校へ支援員を常駐させる考えはありませんが、今後も効果的な活用を進めてまいります。次期タブレット端末の更新にあたっては、重量や堅牢性も重要な選定基準の一つとなっています。
52	今回の施策立案の中で、子供達に対するさまざまな支援や対策、また子供達の親に対する支援が様々な言及されているが、子供達の成長に欠かせない教師や指導者たちに対する支援が少なく感じた。素晴らしい人材を育てるためには素晴らしい指導者が必要であるが、素晴らしい指導者たちが、新宿区のために尽くしてくださるかどうかは、彼ら、彼女らに対して新宿区がいかに待遇良くするかにかかっているのではないかと感じた。 評価制度に関することなど記載はあったが、そこから彼ら、彼女らに払われる給与やスキルアップのための制度、資格・スキルを獲得し、生かすことのできる環境を作ることについて具体的に考えているなら、子供のためにもなるので、その施策を記載してもよかったですのではないかと。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 保育施設への給付費の支払いの中に、保育従事者等の賃金改善を図るための加算額が含まれています。 また、保育士等のスキルアップのため、専門研修等の多様な研修を実施しており、今後も継続して実施していきます。 児童館、学童クラブ等の職員への支援について、区は、研修の充実や会議や区職員の巡回等を通じて、情報の共有やスキルアップ等を行っています。また、職員の処遇改善について、国は学童クラブの職員のみを対象としているところ、区は、児童館や放課後子どもひろばの職員も対象とし、給与面においても支援を行っています。 幼稚園や小・中学校の教員に対しては、職層や経験に応じた研修や校内OJTを計画的に推進しており、研修で学んだことを学校や園で還元できる環境を整えています。子どもに対する直接の取組ではないため、計画への記載は考えておりませんが、引き続き教員のスキルアップにつながる環境を整えてまいります。職員の給与に関することについては、計画に記載することは考えておりません。
53	施策1-2「(1)質の高い学校教育推進」の主な事業にある「(c)地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実」について、第二期計画見直し版(令和3(2021)年3月発行)P5③地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実の新目標として設定した「小中連携型地域協働学校の実施 2地区(令和5年度)」はどうなったか教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 小中連携型地域協働学校については、四谷地区及び西新宿地区の2地区で実施しました。 四谷地区では、学校・地域・保護者が連携した自主的な取組として小中保護者交流会を令和5年10月に実施しました。 西新宿地区では、小中連携協議会を令和5年5月、令和6年3月に開催し、検討・準備を行い、令和6年6月に西新宿中学校で「部活動体験」を実施しました。
54	就学相談について、在籍園ではチラシや張り紙が張られるだけで、いまひとつ内容がわからない。自分の場合は療育を受けていたため、療育の先生に相談して受けることに決めたが「よくわからない」が不安で、就学相談を受けない家庭も多いのではないかと体感で感じた。 園の先生も、先生の発達教育の知識差によって支援が必要かどうかの判断が揺れるのではないかと感じる。 説明会に参加したが、身体障害と発達障害、すべてが一緒の大味の内容で、パンフレットの内容のまま、スケジュール説明だけでわざわざ説明会に参加した意義が感じられなかった。 時代とともに特別支援教育の現場がどんどん変わっていく今の実情に即して、地区ごとに「就学相談説明会」を開くなど、広報周知にもっと力を入れてほしい。 その子の特性に合った支援を実施する、という考えのもと全校に「まなびの教室」を設置している新宿区の姿勢はすばらしいと思う。だからこそ、入学後に学校の先生に丸投げするのではなく就学前と就学後の「うちの子は支援が必要かどうか？」という不安にこたえる情報周知を考えてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 就学相談については4月の広報にて毎年掲載しているほか、区立保育園には周知のチラシを配布し、区立幼稚園や私立保育園の園長会などに出向いた上で就学相談の説明を行っています。 今後は、この説明の中で知識の差が判断の差にならないよう発達障害についても説明をしていきます。 また、子ども総合センター発達支援コーナー「あいあい」と年1回合同で開催している就学相談説明会では、全体の就学相談の流れを説明した後、個別で相談ができる場を設けることで保護者の方の不安を軽減できるように対応を行っています。 地域ごとの説明会は行っていませんが、知的特別支援学級の見学会の際に就学相談について説明を行うといった取組も行っていきます。 就学後は学識経験者による巡回相談を学期に1回ずつ実施し、発達特性のある児童への指導について学校に対して助言を行っています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
55	特別支援学級の通学希望者をお断りしている実態を、教育委員会が詳細に把握し、「あいあい」や幼稚園、子ども園、保育園と連携して特別支援学級通学希望者について実際の進路と最適な学びの環境が得られているか、実態調査を行うべきです。特別支援学級を増設することと情緒障害特別支援学級を創設すべきです。	E	ご意見として伺います。 特別支援教育を希望する場合は、就学相談の中で心理検査や行動観察を行い、就学支援委員会で審議をした上で適切と思われる進学先（特別支援学校、特別支援学級、通常学級）を保護者にお伝えしています。したがって就学支援委員会の判断と異なる進学先を希望した場合には把握をしています。また就学相談の中で行われる行動観察には、幼稚園、子ども園、保育園等へ出向いての行動観察や普段の様子の情報も得るなど実態を把握しているところです。 就学支援委員会の判断と異なる先に進学した場合は、入学後も特別支援教育相談員によるフォローアップをするなどの対応を行っています。 区では小学校5校、中学校3校に知的障害特別支援学級を設置しています。現在、知的障害特別支援学級の児童数の増加に伴い教室が手狭となっている小学校では、教室を拡充するため他の用途での使用が終了する予定の場所を活用して教室の配置を変更し、改修工事等の対策を検討中です。 自閉症・情緒障害特別支援学級の課題については小・中学校校長会の代表を含めて研究・検討を進めています。
56	あいあいの利用者の急増に対応し、少なくとも申し込みから1週間以内の面談と対応ができるように体制を強化する必要があります。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 子ども総合センター児童発達支援コーナー「あいあい」では、令和6年度より、心理指導員の増員及び土曜日にも初回面接を実施する等の体制整備を行っています。また、期間の短縮を図るため、キャンセルが発生した際には、順次、お待たせしている方に連絡と調整を行い対応しています。 引き続き、発達に心配のある子どもや、子育てに不安を持つ保護者を早期に支援できるよう努めてまいります。
57	発達障害児への専門家による療育指導に対し区として費用助成を行うべきです。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 療育は、医療保険制度によるデイケアや児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスなど、個別の状況に応じて行われています。医療保険制度によるものについては、子ども医療費助成により自己負担が無く、また児童福祉法のサービスについては、自己負担1割のところ3%の自己負担になるよう、区が軽減策を実施しています。
58	特別支援教育推進員が足りません。さらに増員し全ての配慮が必要な児童・生徒に毎日支援が行えるよう求めます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 発達障害等のある児童・生徒に対する教育的支援について、特別支援教育推進員を適切に配置し、学級内の指導体制を充実させています。現在、区全体で令和4年度66名、令和5年度75名、令和6年度85名と特別支援教育推進員を配置してきました。今後も適切に配置し学級内の指導体制の充実に努めます。
59	精神障害者等への正しい知識の普及と理解の促進を図るよう教育と福祉の連携がまだまだ足りません。学校教育で一層の理解を図るため、小中学校の早い段階で精神保健教育を行うよう求めます。スクールカウンセラーを常勤化して、継続的かつ早期に専門機関につなげるシステムを構築すべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 精神障害者等に対する正しい知識の普及と理解に向けての取組としては、令和6年度の保健主任会で当事者や関係団体の方を講師に招き研修会を実施しました。今後も各校での理解の促進や精神保健に関する教育活動の充実につながるよう、研修会等の充実を図ってまいります。 スクールカウンセラーは、小学校では週2日～3日、中学校には週3日配置するとともに、必要に応じて日数の増にも対応し、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めています。なお、常勤化の予定はありませんが、教職員と連携した校内体制の充実を図り、さらに、関係機関との連携を強化しながら児童・生徒の心の健康保持に努めていきます。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
60	施策1-2「(2)一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援」の現状と課題の「②特別支援教育をめぐる状況の変化」にある「インクルーシブ教育」について、「特別支援教育」と「インクルーシブ教育」の違いを教えてください。また、「インクルーシブ教育」について説明してほしい。	F	ご質問に回答します。 インクルーシブ教育は、共生社会の形成に向けて障害や病気の有無、国籍、性別といったさまざまな違いや課題を越えて、子どもたちが同じ環境で共に学び合う教育のことを指します。多様な子どもがいることを前提とし、合理的配慮の実施等によって、「誰一人取り残さない」学習環境を作っていくことによって、全ての子どもが「できた」という達成感を持てるようにすることを目指しています。 特別支援教育では、身体障害や知的障害、発達障害等がある子どもを対象に、それぞれの子ども一人ひとりのニーズを把握して、生活や学習上の困難を軽減し改善するための指導や支援を行います。都立の特別支援学校のほか、区では新宿養護学校や知的特別支援学級での学習や、まなびの教室や特別支援教育推進員の利用などが該当します。「多様な学びの場」を選択する中で、子ども一人ひとりの課題や発達の段階に応じた指導・支援を行うことで、子どもたちの将来の社会的自立を目指しています。 また、インクルーシブ教育の推進に向け、特別支援学級等に在籍する子どもたちと通常の学級で学ぶ子どもたちが交流し共に学習する「交流及び共同学習」の取組を通して、社会参加の意義や共生社会の担い手としての在り方等を学んでいます。
61	喫煙所の使用を徹底させてほしい。子供が遊ぶ公園でも喫煙している人がいる。タバコは公園内に捨てられており、子供が拾いそうになることもある。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立公園では、喫煙所のある一部の公園を除いて禁煙としており、喫煙所のある公園については、混雑時に利用を控えることや喫煙所外は禁煙であることを園内に掲示するなど、適正利用を呼びかけているところです。 引き続き、職員による巡回等においてルール違反の方に指導を行うなど、公園の適正利用に努めてまいります。 なお、路上においては「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」により、路上喫煙を禁止しています。その対策の一つとして、路上喫煙禁止パトロール員による巡回を実施しています。今後も、路上喫煙禁止パトロール員による巡回のほか、ポスターやステッカー等の表示物による啓発、キャンペーン活動、喫煙所マップの配布等の取組を通じて、公衆喫煙所への案内をしています。
62	区内の公園のトイレが古い場所は新しくしてほしい。父母問わず入れる複数のおむつ替えスペースがあると嬉しい。また清潔に保てるよう管理してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、公園トイレを清潔で誰もが利用しやすいトイレにするため、おむつ交換ができるベビーシートなどを備えたバリアフリートイレへの改修を計画的に進めています。なお、公園トイレは小規模な施設が多いため、複数のおむつ替えスペースを確保することは難しい面がありますが、新宿中央公園には、複数のおむつ交換台や授乳スペースなどを備えた乳幼児等休憩施設を令和7年度に開設します。また、トイレ改修の際に汚れにくい材料を採用したり、清掃回数や清掃方法を工夫するなどして、引き続き清潔なトイレとなるよう努めていきます。
63	公園も少なく遊べる場所も少ないので新宿区で子育てをするメリットがあまりないので子育てしやすいところへ人が流れるのも初めて理解が出来ました。新宿御苑を新宿区民や子供連れは割引とか開放する日等新宿区民でよかったなと思えるものを作ってほしいと思います。	E	ご意見として伺います。 区内の公園は、新宿御苑や都立戸山公園などを含め、令和6年4月1日現在で190か所あります。このうち、区立公園については、公園ごとに特色のある遊具や水施設、全ての児童が利用できるインクルーシブ遊具を配置するなど、児童が様々な経験や体験ができるよう工夫を図っています。 新宿御苑については、国民公園として、環境省の管理のもと広く国民に開放されているものです。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
64	施策1-3「未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために」について、主な事業として「(b)みんなで考える身近な公園の整備」において、公園を利用するのは近隣住民だけではなく、例えばプレイパークにとっても重要な活動拠点である。 また、日頃の公園整備には公園サポーターも関わっている。よって、整備計画案作成の際には、こういった公園を活動拠点とする団体やサポーターとも協働すべきだと思う。	B	ご意見は、素案に記述されています。 地域に身近な区立公園の整備にあたっては、意見交換会をはじめ、アンケート調査、利用状況調査、公園利用者や周辺の児童館・保育園へのヒアリング調査を実施するなど、様々な関係者の意見や要望の把握に努めています。こうした取組の中で公園サポーター等のご意見もお聞きしており、これからも引き続き、地域の意見やアイデアを活かした公園づくりを進め、地域の利用ニーズを反映した魅力ある公園の整備に取り組んでいきます。
65	児童館が学区内にない地域で、特に要望のある落合第四小学校学区に児童館の開設を求めます。児童館については、障害児が気軽に利用できるように、設備の改善および必要な人的配置などの改善を行う必要があります。	E	ご意見として伺います。 児童館については、小学校区の単位で設置していません。子どもの放課後の居場所としては「放課後子どもひろば」も展開しています。そのため、放課後の居場所としての児童館を、今後新たに、重ねて整備する予定はありません。 また、児童館は、大規模改修の時期を捉えて、障害児が気軽に利用できるよう改修していきます。
66	親子のコミュニケーションや体力向上に資する子どもが安全にボール遊びできる公園を増やすよう求めます。同時に、スケートボードや3オン3などのストリートゲームが安全にできる広場の確保や公園整備も必要です。	E	ご意見として伺います。 区立公園は、住宅地に隣接した小規模の公園が多く、公園内での球技は他の公園利用者にとって危険であり、利用者の安全確保や事故の未然防止の観点から原則禁止しています。 このため、区内にキャッチボールやバスケットボール、フットサルなどの球技が行える施設を23公園に整備しています。 公園でのスケートボードの利用は、他の公園利用者の安全確保や近隣住民への騒音防止等の観点から、新宿中央公園のファンモアタイムひろばでのみ可能としており、今後も様々なスポーツやレクリエーション等が行えるよう、公園整備を進めてまいります。
67	全ての小中学校に専任の司書を毎日配置し、子どもの読書活動を推進すべきです。当面、スクールスタッフの予算を増額し、図書館スタッフの派遣時間を学校の希望どおり確保できるようにすることを求めます。	E	ご意見として伺います。 現在、全小・中学校に司書等の資格を有する学校図書館支援員を週2日配置しています。学校図書館支援員は、教員やスクールスタッフ等と連携しながら、各校の実情と要望に応じた支援を行っており、図書館運営をサポートするスクールスタッフの予算も適切なものとなっております。
68	新宿区立四谷図書館は、子ども向けの絵本が多数あり、とても助かってる。親として子どもに読ませたいと思うような昔からの名作や科学系の面白い写真絵本、話題になって気になっていた絵本などが揃っていて、選書のセンスも素敵だなと感じている。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 引き続き、子どもたちにとって魅力ある資料の収集に努めていきます。
69	幼児期～小学生で偏食になってしまった方へのフォローなどがあると切れ目のない支援になると思う。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立保育園・子ども園においては、給食で様々な食品を多様な料理・調理法で提供することで、苦手な食材でも食べられるよう工夫しています。 偏食になってしまった幼児や児童に対しては、食育を通してバランスのとれた食事の大切さを学べるようにしています。また、給食指導の際に個々の子どもたちの状況に応じた支援を行っています。
70	第5期健康づくり行動計画では、朝食を欠食する子どもの割合を低下させることを指標として掲げているので、指標に対応した施策を組むべきです。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 指標に対応した取組として、朝食をとることの必要性については「しんじゅく健康づくりガイド」に掲載し、町会連合会や小・中学校及び幼稚園・子ども園の食育リーダー連絡会において周知・啓発をしています。また、宝塚大学との連携授業でも学生に朝食をテーマにポスターを作成していただき、その作品を区内の区立・私立学校等に掲出しています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
71	子どもの欠食問題の実態を把握し、食事の提供を含めた子どもの居場所づくりを進めるべきです。長期休暇中も希望者には学校で昼食の提供を行うことや、学童クラブやひろばプラスの児童も対象とすることを求めます。	E	ご意見として伺います。 毎年小学4年生及び中学2年生を対象に学校食育アンケートを実施し、朝食の欠食について把握しています。 また、長期休業中の学童クラブにおいては、令和6年度の夏休みからお弁当配送サービスを開始しました。長期休業期間中の「ひろばプラス」におけるお弁当の提供については、令和7年度から実施できるよう検討しています。 さらに、長期休業中における希望者への学校での昼食の提供については、学期中にできない調理機器の更新作業や工事等のメンテナンス作業、給食室内の清掃作業を集中的に実施しなければならないことから、実現に向けては課題が多いものと認識しています。
72	食育推進リーダー連絡会には、私立幼稚園、子ども園、認証保育所などの担当者も参加できるようにするべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 食育リーダー連絡会に私立幼稚園、子ども園、認証保育所の担当者に参加することについては、関係部署の意向を確認し、会の実施内容の面からも参加していただくことが適切かどうかを慎重に判断してまいります。
73	学校給食は、国産の食材で、可能な限り無農薬、低農薬の食品を使用し、冷凍・加工食品や、化学調味料などの食品添加物使用食品、遺伝子組み替え食品を使用しないことを求めます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 無農薬野菜等の提供については、児童・生徒数に応じた安定した食材供給の確保等に課題があると認識しています。区立学校の給食においては、冷凍・加工食品及び化学調味料等の食品添加物使用食品は原則的に使用せず、手作りを基本とした給食を提供しています。また、遺伝子組み替え食品については、食品安全委員会の安全性の評価を踏まえ、食材の選択に努めるよう学校長を指導しています。なお、食材は、国産を基本にして、学校ごとに購入しています。
74	区立保育園でこれ以上の調理の民間委託は行わないことを求めます。アレルギー体質の子どもや宗教上の配慮を要する児童が増加するなかで、献立や除去食・代替食などに責任を持って対応できる正規栄養士をすべての保育園に配置すべきで、調理員を増員が必要です。産休明け園には栄養士を常駐させることを求めます。	E	ご意見として伺います。 区立保育園等の給食調理については、調理業務が円滑に実施できるよう、委託化も含めて体制を検討していきます。 栄養士の配置については、現在、区立園では調理業務の委託化に伴い会計年度任用の栄養士を配置しています。また、調理業務が委託化されていない園には、保育課の会計年度任用の栄養士が巡回指導を行っています。今後もこの体制で給食の献立作成等に対応していきます。
75	若者の自殺が社会問題となっています。子どもの頃から自己肯定感を高めるような教育が必要で、学校などで専門家を招いての授業を行うなど、自殺対策を抜本的に強化すべきです。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 若年層の自殺者が多い実態を踏まえ、「新宿区自殺総合対策会議」の部会に「若者・女性支援検討部会」を設置し、学識経験者、若者・女性支援団体等とともに、情報共有や施策に係る検討等を行っています。 また、区内中学1年生を対象に、本人や周囲の人が、うつ等こころの不調について早めに気づき相談できるようにするため、こころのサインに気づくための知識や方法についてのパンフレット「気づいて！こころのSOS」を作成・配布しています。 また、家庭や学校で当パンフレットをより活用できるよう、保護者向けリーフレット及び教職員向けリーフレットも併せて作成しています。 自殺予防に関係する教育活動としては、「SOSの出し方に関する教育」を全校で実施しています。児童・生徒の自己肯定感を高める取組については、家庭とも連携し、教育活動全体を通して進められています。専門家を招いた授業については、各校の判断で工夫して行われていますが、今後も効果的な講師派遣の取組については、積極的に学校に周知してまいります。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
76	外国にルーツを持つ子どもと家庭の生活全般についてのトータルケアを充実させるため、専門性を持った多文化ソーシャルワーカーを設置すべきです。教育委員会と連携し不就学児問題に取り組まなくてはなりません。日本語がわからない子どもに対する日本語教育については、日本語サポート事業として行っている通所指導(教育センター及び分室)の集中指導期間を増やし、着実に日本語を身につけさせるように求めます。各学校に指導員を派遣する個別指導についても派遣時間を拡充すべきです。特に中学生については、教科指導や進路指導などを含め、きめ細かく対応する必要があります。指導期間を終了した生徒の学習のため、新宿中学校の日本語学級を最大限活用し、新宿中学校の日本語学級では指導期間を終了した生徒の学習や進路に対する支援を学級担任と協力して行うことが必要です。PTAからの文書の翻訳等の支援を制度化し、NPOや民間ボランティアとのネットワークをつくることへの支援を求めます。	E	ご意見として伺います。 区の各相談窓口の連携や相談に応じる職員の専門性を高め、外国にルーツを持つ子どもを理解し、課題解決につなげられるようにしています。このため、多文化ソーシャルワーカーを設置することは予定しておりません。 不就学児問題については、情報不足により就学する機会を失うことがないように、新宿生活スタートブックや外国語版広報紙、ホームページに区立小中学校への入学手続き等の情報を多言語で掲載しています。 新宿区立教育センター等における集中指導と各校での個別指導はともに、対象児童・生徒の日本語の定着状況により指導を行い、日本語の習得状況に応じて指導時間を延長するとともに、再指導を行うなど弾力的に対応しています。中学校3年生へは進学対策枠として再度日本語学習支援を受けられるようにしています。 また、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・読む」に特化した母語による進学の指導を実施しています。さらに、公益財団法人新宿未来創造財団主催による高校進学に向けたガイダンスも実施しています。 新宿中学校の日本語学級(国際学級)は、区立中学校の日本語指導の拠点として、研修会の講師を務め、他校の加配教諭に実践事例の紹介や教材提供等を行っています。また、日本語担当教員と学級担任とが連携しながらきめ細やかな指導等を行っています。これからも新宿中学校の日本語学級の活用を進めていきます。 保護者会や個人面談等の機会に通訳を派遣するサポートを行うほか、通訳・翻訳を行うNPO団体に依頼しPTAからの翻訳に対応しています。このように、既存のツールによる支援が行えていることから、新たなネットワークを作ることは予定していません。 外国にルーツを持つ児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう引き続き支援を行っていきます。
77	外国人学校を幼児教育・保育の無償化の対象とすること、朝鮮学校の保護者負担軽減補助金を引き上げ、所得制限をなくし、高等学校就学助成金の支給対象とすることを求めます。	E	ご意見として伺います。 外国人学校児童・生徒保護者補助金の補助金額は、区の就学援助を参考に設定していることから引き上げる考えはありません。 また、同補助金は、経済的な理由から就学に支援が必要と認められる家庭に対して補助金を交付し、負担を軽減することを目的としているため、所得制限を無くすことは考えていません。 幼児教育・保育の無償化の対象となる学校について、学校教育法第一条に規定する幼稚園以外に拡大することを国に対して要望する考えはありません。
78	義務教育を修了していない外国人等に教育の機会を保障するため、夜間中学校を設置することが必要です。	E	ご意見として伺います。 夜間学級の設置には財政上の負担等の様々な検討事項があり、区内への新設は予定していませんが、設置区の負担、他自治体の状況、及び外国人等のニーズを把握し、夜間学級設置本来の目的と照らし合わせながら、今後も研究を進めていきます。

(3) 第2章 施策目標2「健やかな子育てを応援します」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
79	電動アシスト自転車について、補助金制度を作ってほしい。もしくは赤ちゃんファーストの商品一覧に追加してほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 現在、妊娠中と出産後に専門職と面接された方に、経済的支援(ゆりかご応援ギフト等)の給付を実施しています。そちらを電動アシスト自転車の購入費に充てていただくことは可能です。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
80	施策2-1 出産一時金を超える分への補助について、病院が多い新宿区だからできることはないか。新宿区民が新宿区内の病院で出産する場合に何かできることはないか。第三子出産の場合の支援などでもいいと思う。	E	ご意見として伺います。 国民健康保険の加入者である場合には、健康保険法施行令で規定された額を基に新宿区国民健康保険条例で定めた出産育児一時金（50万円）を支給しています。
81	妊婦健診の本人負担をなくすため、実態調査を行い、負担をなくすための助成をすべきです。	E	ご意見として伺います。 現在、都内契約医療機関等で使用できる健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波検査受診票（4回分）、妊婦子宮頸がん検診受診票（1回分）を配付し、費用の一部を助成しています。なお、里帰り先で妊婦健診を受診し、受診票が使用できなかった場合についても、一定額を上限に償還払いを行い、妊婦健診費用の負担軽減を図っています。また、令和3年10月からは、多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用助成（5回まで）を開始し、令和6年度からは妊婦超音波検査受診票を1回分拡充し、4回分配付しています。さらに、令和6年10月からは、都内助産所での妊婦健康診査受診票の使用が可能となりました。このため、区では、本人負担をなくすことは考えていません。
82	高額な治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微受精）助成制度を都制度に上乗せ実施すべきです。	E	ご意見として伺います。 令和4年度からは、一般的な不妊治療だけでなく特定不妊治療についても保険適用されています。また、保険適用外となっている先進不妊治療についても、都が1回の治療につき15万円を上限とする独自助成を行っています。そのため、区は、都の制度への区独自の上乗せ助成は行っていませんが、妊娠を望む方が都の制度を利用できるよう、都の制度案内の冊子を区内4保健センターと健康づくり課の窓口で配布しています。
83	母親学級、2日間受講ではなく別々でもいいなど臨機応変にしてほしい。平日夜の時間も作ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保健センターで実施する母親学級は、妊婦同士の交流・友達作りを目的のひとつとしています。そのため、2日間出席できる方を優先に受講していただいています。キャンセル等で募集人数に達しない場合は1日の参加も受け付けています。 また、妊娠中の母体の安全を守るために昼間に学級を開催しています。学級は37週未満の方が対象であり、産休に入ってから受講も可能です。
84	妊婦健診に行くたびに追加費用が発生する。どの病院も同じではないと聞いており、なるべく近く安いところを選択するために、妊婦健診での個人負担を削減いただくか、または病院ごとでの健診費の提示・開示してほしい。	E	ご意見として伺います。 妊婦健康診査の費用助成は、妊婦健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波検査受診票（4回分）、妊婦子宮頸がん検診受診票（1回分）を配付して実施しており、個人負担分を更に助成することは区として現時点で考えておりません。医療機関等の妊婦健診費用の提示・開示については、各医療機関等の状況や妊娠経過に伴い費用が異なるため、各医療機関等へ個別にお問い合わせください。
85	妊婦健診に行くためのタクシー券の補助をしてほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 妊婦健康診査に行くためのタクシー費用については、妊娠中に専門職と面接された方への経済的支援（ゆりかご応援ギフト等）の給付を、タクシー費用に充てていただくことが可能です。
86	妊娠によりどんどん体の不調（腰痛）が出るのでケアしてくれる（マッサージなど）のクーポンも欲しい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 妊娠に伴う身体の不調に対するマッサージ等のケアについて、妊娠中に専門職と面接された方への経済的支援（ゆりかご応援ギフト等）の給付を、それらの費用に充てていただくことが可能です。
87	子供が生まれてからの産後ケア事業の宿泊対応してくれる場所ももう少し延ばしてほしいし増やしてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 産後ケア事業は令和3年度から開始し、順次拡充を行っています。現在、宿泊型の支援施設は5所あり、利用期間は3泊4日まで、利用できる母子の対象月齢は最長で産後5か月未満となっています。令和7年度も、引き続き区民の方々のニーズ等を踏まえ、支援施設及び支援内容の拡充を図ってまいります。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
88	出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)は大変有難く利用している。商品券だったため用途が限られると使いづらそうだと思っていたが、専用サイトの商品のラインナップが充実しており、ニーズに合うものを購入できた(ベビーカーとおむつ、お尻拭きなどを購入した)。また、伊勢丹新宿店で普段は買わないような素敵な子供服も購入できた。欲を言えば、保育園児ご用達のユニクロベビーあたりで商品券が使えたとさらに使い勝手が良いと思う。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。子ども商品券は様々な店舗でご利用いただけます。ホームページでは、ご希望の店舗名で検索することが可能です。また、おもちゃやベビー子ども用品の購入だけでなく、レジャー施設や、タクシー料金にもご利用いただけますので、有効にご活用ください。
89	施策2-2(1)の主な事業にある「(b)乳幼児から始める歯と口の健康づくり」について、新宿区第三次実行計画(令和6年1月作成)のP212の(6)第二次実行計画との関連表(計画事業と施策体系を構成する主要な経営事業)には、第二次実行計画の経営事業「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」は、第三次実行計画の経営事業「生涯を通じた歯と口の健康づくり」となっている。 本計画(素案)P2の計画等の体系フロー図のところにも「新宿区第三次実行計画」との「連携」と記載されているので、「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」を「生涯を通じた歯と口の健康づくり」に改めるべき。(P17、P69、P183)	E	ご意見として伺います。 第三次実行計画の経営事業「生涯を通じた歯と口の健康づくり」については、乳幼児期から成人・高齢期までのすべてのライフステージ全体の取組について記載しています。本計画については、「生涯を通じた歯と口の健康づくり」のうち、乳幼児から学齢期の子どもを対象とした取組です。そのため、本計画の記載においては、「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」とします。
90	医療的ケア児など障害児ときょうだい児への支援を強化すべきです。例えば、現在実施されているベビシッター利用支援事業では東京都が指定する事業者を利用した場合しか対象になりませんが、医療的ケア児は訪問看護などのサービスを受けている場合が多く、そうしたサービスを提供している事業者がきょうだい児のベビシッターを行った場合もベビシッター利用支援事業の対象とするなど、現場に即した改善を求めます。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 子ども総合センターでは、児童発達支援として医療的ケア児の支援や児童発達支援を利用している子どものきょうだい児をお預かりする事業を実施しています。また、ベビシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)は東京都の補助事業を活用して実施しており、利用できるベビシッター事業者の認定は東京都が行っています。ご意見については東京都に伝えてまいります。
91	「ネット・ゲーム依存」に関する調査を行い、啓発とともに具体的な対策を講ずるべきです。予防のため、保健・福祉・教育の現場であらゆる機会を通じて啓発を行う必要があります。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 スマートフォンやタブレット等ICTの過度な使用については、親世代を含めた早い段階からの普及啓発が必要と考えます。区では、乳幼児の保護者を対象にICTの適切な利用についてのチラシを作成し、保健センター1歳6か月児歯科健康診査の際に啓発を行っています。 「ネット・ゲーム依存」については、今後も小・中学校の情報モラル教育の中で、専門家の話を聞いたり、具体的な事例を学んだりし、予防や啓発に向けた教育活動を進めてまいります。
92	小中学校で学校歯科医による歯磨き指導や口腔の健康についての出前授業等実施の拡大を行い、子どものフッ素塗布事業の対象年齢(現在、未就学児)を、虫歯になりやすい生え替わり時期である12歳程度まで拡大することを求めます。	E	ご意見として伺います。 学校歯科医による歯磨きや口腔の健康指導については、各学校の実情に応じて学校歯科医と協議の上、学校長が決定していますが、積極的な実施について、教育委員会として引き続き勸奨してまいります。 フッ素塗布事業の拡大については、令和3年度より小学校1年生まで対象を拡大して実施しています。学齢期の歯科保健対策については、本人の自主的な取組を促していくことが大切と考えます。そのため、健康部、教育委員会、学校、学校歯科医が連携し歯科保健活動を推進してまいります。

(4) 第2章 施策目標3「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
93	緊急一時保育は1か月を限度とするのではなく、必要に応じて延長可能であることを、案内書やホームページ等に明記すべきです。	E	ご意見として伺います。 緊急一時保育は、原則として1か月を限度としていますが、家庭状況等を確認し、保育期間の延長の必要がある場合には、1か月を超える利用を認めています。特例的な取扱いであるため、ホームページ等への掲載は行っていません。
94	育児休業中の転職や求職中の扱いに関して、保育の必要性を認め、上の子の在園継続を認めるべきです。	E	ご意見として伺います。 育児休業制度が在職中の職場への復帰を前提とするものであるため、その趣旨に沿って、育児休業から復職せずに退職や転職をする場合は、育児休業中に上の子の在園の継続を認める特例的な認定に該当しないものとして、原則として「退園」の扱いとしています。 やむを得ない事情により退職しなければならない状況である場合には、その状況についての聴取や資料の提出などにより確認し、個別的な検討・判断の上で、在園の継続を認めることもあります。
95	認可園、認証保育所を活用し、保育士を加配できるよう区が助成した上で「子ども誰でも通園制度」を導入することを求めます。その際、一時保育専用の施設を作ることが必要です。	E	ご意見として伺います。 現状では、年度当初は定員まで空きのある保育施設等も、年度後半には空きがなくなる状況であり、現時点で「子ども誰でも通園制度」を実施することは困難であると考えています。 今後も制度の詳細について、国の検討状況の情報収集をしていきます。 また、素案では、一時預かり事業において、量の見込みに対する確保数を既に確保していることから、一時保育専用の施設を新たに作ることは考えていません。
96	新宿子育て応援ナビが、実際にはほとんど情報が入ってなく、機能していないと思います。 子育て応援ショップの登録促進と、ショップの場所を検索できるアプリは子育て応援ナビと一緒にしているので、こちらの充実もご検討いただきたい。	B	ご意見は、素案に記述されています。 子育て応援ショップについて、引き続き、子どもと一緒にの外出時に便利な設備、サービスのある民間の店舗・施設に登録の勧奨を行い、まち全体で子どもを連れだすお出掛けを歓迎し、子どもを大切にする風土を醸成していくとともに、新宿子育て応援ナビ等により発信情報を充実させ、ニーズに沿った情報が確実に手元に届く仕組みづくりを進めていきます。
97	施策3-1(1)子育て支援サービスの充実について、第二期計画の資料編 1事業一覧の以下の事業はどうなったか。 ①子ども総合センターの運営 ②子ども家庭支援センターの運営 ③子育て支援コーディネート体制の充実	F	ご質問に回答します。 ①②子ども総合センター、子ども家庭支援センター4か所では、保護者の子育ての不安や悩み等子育てに関するあらゆる相談に対応しています。(素案P80「(b)子どもと家庭の総合相談」参照) ③子育て支援コーディネート体制の充実については、相談担当職員の専門性を向上させる研修を通じて、相談体制の充実に継続して取り組んでいます。(素案P80「(b)子育て相談体制の充実」参照)
98	施策3-1(1)「子育て支援サービスの充実」として、新宿区は外国籍の方の人口が多いという特徴があるため、子育て情報を多言語で届けることも大事にしてほしい。	B	ご意見は、素案に記述されています。 区では、外国語版生活情報紙や外国語版生活情報ホームページ等により、外国人に対して多言語で情報提供を行っています。引き続き、子育て支援に関する情報ははじめとした、生活に必要な情報を多言語で提供してまいります。
99	施策3-1の(1)の主な事業にある「(b)利用者支援事業(基本型)」の事業の概要にある「学童クラブ等の地域子育て支援事業等の」について ①(1)子育て支援サービスの充実の取組の方向の(b)相談しやすい環境と相談事業の専門性の向上のところにある「利用者支援事業として、地域の子育て支援事業等の」とあるとおり「学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の」に変更すべき。 ②参考資料の事業一覧の「利用者支援事業(基本型)」の事業の概要にある「学童クラブ等の地域子育て支援事業等の」を「学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の」に変更すべき。	G	ご意見を踏まえて修正します。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
100	専用室型の一時保育を計画的に増やすこと。利用料については、減免制度を実施し、少なくとも住民税非課税世帯は無料とすることを求めます。	E	ご意見として伺います。 一時保育専用の施設としては、弁天町保育園の新施設において開設を予定しています。さらに、現在公私立の保育園、子ども園のうち、20園で専用室型一時保育を実施しており、今後も認可保育所・子ども園の開設や改修の際、地域の状況を踏まえ、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育の設置を検討していきます。利用料については、生活保護世帯等を無料としており、当面は現状のまま維持していきます。
101	施策3-1の(1)の主な事業にある「(a)地域子育て支援拠点事業」の令和5年度実績にあたることにある「・区立保育所：10か所(民営園を除く。)」について ①これは(1)第3章の1子ども・子育て支援制度の概要の(4)教育・保育施策と地域型保育事業の教育・保育施設のところにある認可保育所のことですか。 なぜ区立認可保育所にしないのですか。 民営園を除く。とは公設民営認可保育所を除くのことか。 ②令和5年度実績の記載が抜けている。	G	ご意見を踏まえて修正します。 ①ご意見いただきましたとおりです。記載を「(1)第3章の1子ども・子育て支援制度の概要の(4)教育・保育施策と地域型保育事業の教育・保育施設」及び「P78(a)保育園・子ども園等における一時保育の実施」の記載に合わせ、修正します。 ・区立保育所→区立認可保育園 ・民営園→公設民営認可保育園 ・公私立子ども園→区立・私立認定こども園 ②【令和5年度実績】を追記します。
102	第1章6「(2)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」の施策3-1子育て支援サービスの総合的な展開にある「子育て支援情報の配信」について、 ①本計画(素案)P80 主な事業では「(c)子育て支援情報の発信」がとなっている。 ②第二期計画では「子育て支援情報の配信」となっている。 ③本計画(素案)P80 主な事業の事業概要にある「妊娠期から未就学児のいる方を主な対象」とあるとおり、本事業の対象を「妊娠期」からにしたことは大いに評価する。	G	ご意見を踏まえて修正します。 区では子育てに関する情報を、区の広報紙や「新宿はっぴー子育てガイド」という冊子などの紙媒体や、区公式ホームページ、地域ポータルサイト、「しんじゅく子育て応援ナビ」というアプリ等電子媒体でも提供しています。今後も様々な媒体による情報提供をしていくため、「発信」に変更しています。上記理由のため、ご指摘のとおり第1章6について「子育て支援情報の発信」に修正します。
103	施策3-1(1)「(b)利用者支援事業(基本型)」の事業の概要にある「子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろば」について「親と子のひろば」は子ども家庭支援センター4か所すなわち(中落合、複町、信濃町、北新宿)すべてにあると考えてよいか。	F	ご質問に回答します。 乳幼児親子向けの「親と子のひろば」は、子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4所(中落合、複町、信濃町、北新宿)で実施しています。
104	施策3-1(1)の「(c)子育て支援情報の発信」の事業の概要にあるスマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」は多言語で対応しているのか。機種によって対応が違うのか。また、子育て支援に関する情報をまとめた冊子(新宿はっぴー子育てガイド)について、外国語版は検討したか。	F	ご質問に回答します。 スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」及び「新宿はっぴー子育てガイド」は多言語対応はしていません。子育て支援情報の多言語による発信については、区公式ホームページでは、自動的に多言語へ翻訳する多言語瞬間翻訳機能を運用し、令和6年12月現在、121か国語(日本語を含む場合)への翻訳に対応しているほか、新宿生活スタートブック、外国語版生活情報ホームページ等の活用により対応しています。
105	赤ちゃん用品が家の近くの薬局に売っていないので大変だが、児童館や育児相談などは充実しており、感謝している。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も引き続き、子育てしやすいまちの実現に向け、本計画に沿って、子ども・子育て支援施策を着実に推進してまいります。
106	施策3-1(2)経済的な支援の現状と課題の「①経済的負担感の緩和への取組」に記載されている「018サポート」には注釈が必要ではないか。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
107	共働きが多い地域だと思うので、所得制限のない奨学金の検討を希望する。	E	ご意見として伺います。 大学生等への奨学金は、在住する自治体によって格差が生じないよう、全国一律の施策として国において実施すべきと考えています。国は、平成29年度に給付型奨学金を創設して以降、所得制限の緩和等を行い、給付対象を拡大しています。 このため、区として、所得制限のない奨学金を実施する考えはありません。 なお、新宿区教育委員会では、新宿区奨学資金として、「高等学校等に入学する者のうち成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により修学することが困難な者」を対象に入学準備にかかる資金の貸付を実施しています。本奨学資金貸付制度については、所得だけでは判断できない家庭の事情を考慮するため、募集に際しては所得制限は設けておらず、奨学資金の貸付を希望する理由や学習面での評価も合わせ、「経済的な理由で修学が困難」であると総合的に判断し、貸付の決定を行っています。
108	幼稚園と保育園で支援内容に違いがある事を知り驚いている。 ・保育所は副食費4,500円＋主食費3,000円＝7,500円を区が負担 ・保育所の保育士に対してのみ保育従事職員宿舍借り上げ支援事業あり(上限82,000円) 上記を理由として、幼稚園教諭を志望される学生さんが少なくなり、幼稚園の人財不足は深刻な問題になっていると聞いた。子供を預かってもらうというだけでなく、質の高い教育を受けさせたいため、人財不足による子供への影響も心配。公平性の観点から、幼稚園へも同様の支援をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保育所の給食費については、園に在籍する3歳児以上の保護者の負担軽減を図るため、補助を実施しています。 また、保育事業者が保育等に従事する職員のために借り上げた宿舍に対して保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。(補助基準額上限82,000円) 幼稚園では保育園と異なり、園の教育方針に基づき給食ではなく、お弁当持参としている施設もあることから、新宿区では令和2年度から区内私立幼稚園を対象に、給食費の負担軽減を始め、加配教員の確保や教職員の処遇改善など、各園の実情にあった活用ができる幼児教育推進制度を実施しています。1園500万円を基準額としており、各園の特色ある幼児教育を推進しています。 また、国や東京都が実施している保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、国や都に対して保育従事職員宿舍借り上げ事業の補助対象に、幼稚園教諭を加えることを、強く要望しているところです。
109	現在、私立幼稚園2号認定で預かり保育の補助金をもらっている。大変有難いが、1日450円では全く足りない。 また、長期休暇中は区の預かり施設も使えず、園の預かり保育を使えば料金がかさみ、結局仕事を長期間休む事になる。 幼稚園に通わせながら働く事を望んでいたが、退職する事にした。共働きの選択肢が保育園だけになっている現状、やはり保護者の負担が保育園と比べて大きいからではないか。保育園は勿論、同じく幼稚園(幼児教育)も守られるべき。こども達が安心して学べる場所を守ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 預かり保育利用に対する補助の日額450円は、国の制度で定められた金額となっています。 幼稚園で実施する預かり保育が、より長時間となり、日数も増となるように、区では、私立幼稚園を対象として一時預かり事業などに対する助成制度を設けています。令和5年度からは予算を拡充し、共働きなど様々なライフスタイルの家庭でも、幼稚園に通園できるよう支援を進めています。
110	経済的支援は、貧困対策に限らず全ての子どもたちを対象に行うべきです。計画では、未就学期までの支援策となっていますが、高等教育まで含めた計画とすべきであることは、労働者福祉中央協議会が、2024年6月に行った「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート」で奨学金返済が【持家取得】(40.5%)、【仕事や就職先の選択】(40.0%)、【出産】(38.2%)、【医療機関の受診】(37.6%)、【子育て】(37.0%)と人生設計に幾重にも影響を及ぼしていることにも示されています。 2017年より明石市が国の規定に反しないように行っている毎月支給を参考に、児童手当・児童扶養手当の支給を毎月にすること。	E	ご意見として伺います。 児童手当・児童扶養手当は、18歳までの児童(児童扶養手当は、児童が中程度以上の障害を有するときは20歳未満)を対象としています。 なお、児童手当法及び児童扶養手当法では、手当を支給する月が規定されています。そのため、自治体の都合により支給月を変更することはできません。 令和6年10月の制度改正により、児童手当は令和6年12月支給分より年6回偶数月の支給となりました。児童扶養手当は従前より年6回奇数月に支給しています。 また、明石市の事例は毎月支給ではなく、児童扶養手当受給者のうち希望者に対する月額相当額の貸付制度であると承知しています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
111	第一子から保育料を無償とすること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 令和元年10月から国が実施した「幼児教育・保育の無償化」により、認可保育園、認定こども園等に在籍する3～5歳児クラスの児童の基本保育料が無償化されました。 令和5年10月からは都の補助金を活用し0～2歳児クラスの第2子以降の児童の基本保育料の無償化を開始しており、現在、0～2歳児クラスの第1子の児童のみ基本保育料の負担が生じていますが、今後の都の補助内容の変更等に応じ見直しを検討していきます。
112	認可保育園に入れず、やむなく認証保育所・認可外保育施設に預けている場合、認可保育園との保育料の差額を助成すること。私立幼稚園、認証保育所等の保育料補助は月次支給に改善すること。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、認証保育所及び一定の要件を満たす認可外保育施設を利用する場合、認可保育園の保育料との差額を助成しています。一方、助成に際し、保育の必要性や在園状況、税階層等を調査するため月次支給は考えていません。 区内私立幼稚園については、令和5年10月より保育料補助金を保護者ではなく園へ直接支給する代理受領を導入した際に、毎月の支給に改めています。また、区外私立幼稚園についても代理受領導入の意向が園から示されれば、毎月支給できるよう既に制度を整えています。
113	3歳未満児についても保育園の副食費を無償化すること。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和元年10月から国が実施した「幼児教育・保育の無償化」により、認可保育園、認定こども園等に在籍する3～5歳児クラスの児童の基本保育料が無償化されました。区では、これと時期を合わせて、独自に副食費を無償化し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っています。 さらに、都が独自に0～2歳児クラスの第2子以降の児童の基本保育料の無償化を開始した令和5年10月以降は、区においてこれらの児童の副食費も無償化しています。
114	保育園・子ども園の延長保育料は所得に応じた料金とすること。	E	ご意見として伺います。 延長保育料については、国の実施要綱を踏まえ、現行どおりの内容で実施していきます。
115	新制度移行後も残る私立幼稚園の保護者負担については、軽減の方向で、そのあり方についてさらに各園と協議すること。給食や弁当の無償化のための助成をすること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区内の新制度移行の私立幼稚園と協議し、入園時にまとまった保護者負担が生じている実態を踏まえ、令和2年度から入園時負担軽減補助金の対象とし、最大8万円を園児保護者に対し補助しています。 また、新制度移行の私立幼稚園が、教育の質の向上を図るため園則に基づき保護者から徴収している特定負担額についても、令和元年10月から保育料補助金の対象としており、世帯の所得やきょうだいの数に応じた負担軽減を図っています。 幼稚園の昼食については、各園の教育方針により、給食実施の有無や提供回数など各園により様々な実態があります。区では令和2年度から幼児教育推進制度により助成を実施しており、教育の質の向上を図るための経費や園行事の開催に要する経費など、各園で効果的に利用できるものとなっています。昼食等の対応についても、本助成制度を活用し、各園が実情に応じて必要な対応が可能となるように運用しています。
116	小中学校の学用品費、修学旅行・移動教室を無償化すること。	E	ご意見として伺います。 区の独自事業として、小・中学校へ入学する学齢の子どもに対し、所得制限を設けずに小学生5万円、中学生10万円の入学祝金を給付しています。また、経済的困窮世帯には、就学援助制度により学用品費、修学旅行費等が支給されます。このことから、現時点では学用品費等の支援は検討しておりません。 移動教室については、学校が任意で定めた行程の中で施設に支払う入園料や体験料等を除き、基本的な保護者負担額は一律の定額（賄料相当額）のみであり、区としてこの負担額を無償とする考えはありません。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
117	高校生向けの新宿区奨学資金貸付制度については、貸付ではなく給付制度とし、入学準備金だけではなく通学費などに対応するため月々の奨学金も支給すること。さらに、「成績優秀」を要件とせず世帯収入を基準とし、支給人数を大幅に増やすこと。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区奨学資金については、給付制度とする予定はありませんが、令和6年度に見直しを行い、入学準備に係る貸付金額を増額するとともに、居住要件や就業要件などの新たな免除規定を設けることで、奨学生自身の将来展望によっては、返済の必要がなくなる制度としました。</p> <p>また、月々の奨学資金の貸与については、令和6年度の見直しの際に廃止しましたが、これは、入学後にかかる経費について、授業料が実質無償化されているだけでなく、授業料以外の教育に必要な経費についても国や東京都の給付制度が存在しているためです。</p> <p>新宿区奨学資金貸付制度における審査基準については、教育基本法第4条第3項に基づき、「経済状況」及び「成績」を要件としています。「成績優秀」の要件を撤廃する考えはありませんが、審査会においては、評定平均だけでなく、学習意欲や学校生活における活動等も含んだ評価を行い、世帯収入も合わせて、「経済的な理由で修学が困難」であると総合的に判断し、貸付の決定を行っています。</p> <p>また、貸付人数については令和6年度の制度改正に伴い、採用予定人数も大幅に拡充しました。今後の採用人数についても、制度改正後の応募人数等の実績を踏まえ、的確に対応していく予定です。</p>
118	大学・専門学校等の学生を対象とした新宿区独自の給付型奨学金制度を創設すること。少なくとも現行の新宿区奨学金貸付制度の対象を大学・専門学校等にも拡大すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>大学生等への奨学金は、在住する自治体によって格差が生じないように、全国一律の施策として国において実施すべきと考えています。国は、平成29年度に給付型奨学金を創設して以降、所得制限の緩和等を行い、給付対象を拡大しています。</p> <p>このため、区独自の給付型奨学金制度を創設する考えはありません。</p> <p>文部科学省所管の日本学生支援機構が実施する「令和4年度学生生活調査結果」（隔年実施）によると、大学生のうち、国公立生は約6割、私立生は3割を超える学生が自宅以外から通学をしており、多くの学生が市区町村や都道府県の範囲を超えて移動しています。</p> <p>また、国が実施する大学生等向けの給付型奨学金及び授業料減免助成においては、従来の世帯収入380万円程度までの世帯に向けた所得段階に応じた支援に加え、令和6年度からは、世帯年収600万円程度までの中間層のうち、扶養する子どもの人数が3人以上の多子世帯及び、文系との授業料に差が生じている理工農系の学部・学科に在籍する場合を支援対象に拡大し、高等教育費の負担軽減策を強化しています。さらに、令和7年度からは多子世帯を対象とした授業料及び入学金を無償化する支援の拡充も予定されています。</p> <p>以上の理由から、大学等の進学時にかかる資金については、在住の自治体などで教育に格差が生じることのないよう、全国一律の施策として国において支援すべきと考えており、区として、大学等の進学に対する給付型奨学金の創設及び現行の新宿区奨学資金貸付制度の対象拡充は考えておりません。</p>
119	学生・勤労青年向けの家賃補助制度を復活すること。新婚世帯向け家賃補助制度を復活すること。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学生及び勤労単身者向け民間賃貸住宅家賃助成、新婚世帯を対象とした民間賃貸住宅家賃補助制度は、バブル期に地価が高騰し急激な人口流出が続いたことから定住化対策の一環として開始しました。その後、人口動態も都心回帰に転じるなど社会経済状況が変化したことから事業は終了し、再開することは考えていません。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
120	子どもの貧困対策法に沿った総合的な対策を進めるため統括的な部署を設置することを求めます。	E	ご意見として伺います。 区では、子どもの貧困対策法を踏まえ、令和2年3月、新宿区子ども・子育て支援事業計画内に、子どもの貧困対策計画を策定し、計画に基づいて全庁的に事業を展開している。子どもの貧困対策等に資する事業を含めた各事業の進捗状況及び子ども大綱に規定された子どもの貧困に関する指標の達成状況を毎年度調査・把握し、全庁的な検討組織である次世代育成支援推進本部会議において共有することで、子どもの貧困対策を含めた次世代育成施策の総合的推進を図っています。そのため、子どもの貧困対策を統括的に担当する部署を設置する考えはありません。
121	小中学校の就学援助の制度を以下のように改善すべきです。 ①小中学校の就学援助の適用基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げること②卒業アルバム代は全額を援助すること③メガネ・コンタクトレンズを援助費目に加えること④成長に伴い買い換えが必要な制服代、部活動費の項目は、実態にあわせて充実すること。	E	ご意見として伺います。 ①区では第68次生活保護基準（平成24年）の1.2倍を認定基準とし、平成25年以降の生活保護基準額引き下げの影響が及ばないように配慮をしています。この基準は、令和6年度現在で23区中8区が適用しており、妥当なものと考えています。 ②アルバム製作に対する考え方や経費に、各校でかなりの幅があることから、実費による支給は考えておりません。 ③学校保健安全法に基づき、治療費用の援助を行うこととしていますが、視力低下は治療費の対象となる疾病には含まれていないことから、眼鏡等の購入費を対象とすることは考えておりません。 ④新入学学用品費については、生活保護基準の改定をふまえて拡充を図ってきましたが、制服は個々の成長に差異があり、実態に合わせた対応は難しいと考えています。クラブ活動費は、部活動によって経費にかなりの幅があることから、現時点で見直しは考えておりません。
122	学童クラブ利用料を引き下げること。少なくとも就学援助受給者は免除すること。	E	ご意見として伺います。 区学童クラブの基本利用料は6,000円で、生活保護受給世帯、非課税世帯等の方は申請により利用料が免除になります。また、同一世帯に区学童クラブ定期利用児童が2人以上いる場合、2人目以降の基本利用料が月額4,000円になります。上記のとおり免除、減額の制度を設けており、利用料の引き下げや免除の拡大を行う考えはありません。
123	小中学校の就学援助世帯を対象にした給付型奨学金を創設すること。	E	ご意見として伺います。 就学援助世帯については、小・中学校在学時には、学用品費やクラブ活動費、校外教授費等が就学援助費として支給されています。 また、区独自に、入学祝金として新小学1年生に5万円、新中学1年生に10万円を支給しています。 こうしたことから、小・中学校の就学援助世帯を対象にした給付型奨学金の創設は考えておりません。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
124	貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援を行う場所をさらに増やし、支援を必要とする子どもが通いやすい環境を整えること。学習支援を行っている子ども食堂があることをさらに周知すべきです。	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。学習にかかる支援については、早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し、夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整える事業を実施しています。</p> <p>通所型の支援として「新宿進学さぼーと教室」では、高校、大学、専門学校等への進学支援、高校中退防止のための学習定着支援を行っています。</p> <p>生活保護受給世帯に対しては、都で実施している「被保護者自立促進事業」により、次世代育成支援として塾代等を支給しており、支給対象世帯にチラシを送付するなど、事業の周知を図っています。</p> <p>また、養育環境が整わない家庭の小学校低学年の児童を対象にした学習支援教室を子ども総合センター及び4所の子ども家庭支援センターで行っています。対象家庭にはケースワーカーが個別に利用を勧奨し、必要に応じて送迎も行っています。このため、実施場所を増やすことは考えていません。</p> <p>さらに、新宿区子ども未来基金では、未来を担う子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動として、学習支援を行う団体も助成対象となっています。令和6年度は、学習支援の後、食事を提供する子ども食堂の活動が助成対象となっているほか、「子ども未来基金助成活動案内」のリーフレットを作成し、子ども食堂や学習支援等の助成活動の周知を行っています。今後も効果的な支援について検討を行いながら、貧困の連鎖を断ち切るための施策に取り組んでいきます。</p>
125	受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付限度額を引き上げる必要があります。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>受験生チャレンジ支援貸付事業については、東京都が事業を管轄しており、令和4年度から対象者の世帯収入の要件を生活保護基準の1.1倍から1.5倍に緩和するなど、事業の拡充を行っています。区としては、貸付限度額を引き上げを都に要望することは考えていません。</p>
126	「生活福祉基金」「母子及び福祉資金」の対象とならない、年度途中から奨学金を申請しなければならなくなった学生が後期授業料を支払うための教育ローンに代わる貸付を無利子で行うべきです。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在区では、「生活福祉資金（教育支援金）」（新宿区社会福祉協議会所管）や、「母子及び父子福祉資金」（子ども家庭課所管）等の事業により、教育ローンに類似した、随時受付かつ無利子の貸付を実施しています。そのほか、東京都私学財団が実施する無利子貸付型の東京都育英資金においても、年度途中に申請ができる、家計急変世帯向けの特別募集を行っています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、区では新たに家計急変による後期授業料の支払いを目的とした貸付型奨学金の創設は考えておりません。</p>
127	児童養護施設卒業者への給付型奨学金の創設を求めます。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>児童養護施設卒業者への給付型奨学金の創設などに取り組む考えは、現時点ではありません。</p>
128	富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園についても、4歳児5歳児クラスを作ってほしい。4歳児5歳児クラス作ったほうがもっと入園希望者も増えると思う。隣接の新宿地域交流館を高齢者の利用する施設ではなく、保育園として利用し、高齢者の利用できる施設よりも未来の子供達のために利用できる施設を増やした方がいいと思う。もしくは4歳児クラスから本園に移れるように整備してほしい。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>素案では、4歳児・5歳児の保育の量の見込みに対する確保数を既に確保していることから、現在、富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園の4歳児・5歳児クラスの整備及び4歳児クラスから本園に接続する計画はありません。</p> <p>今後も、地域毎に状況を確認し、大規模再開発による人口流入が見込まれる場合など、必要があれば、計画の見直しを行い、認可保育園の整備等、適切な対応をとっていきます。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
129	保育施設の載ったガイドがわかりにくい。 表向きは待機児童ゼロなのに入りたい保育園に入れられない問題を解決してほしい。	E	ご意見として伺います。 保育施設の案内の掲載を含む「新宿区認可保育園等申込みの手引き」は、毎年見直しを行いながら作成しています。よりわかりやすいものとなるよう今後も努めてまいります。 認可保育園等には利用定員があるため、第1希望等の園に入園できないことがあります。入園申込者数が募集人数を超えた場合は、区が定めた基準に基づき、保護者の状況等に応じて優先順位を付け、適正に利用調整を行うことで、保育の必要性がある方に、保育を提供しています。
130	国の定義で待機児童にカウントされないいわゆる「隠れ待機児童」をゼロにすること。待機児童解消は年度末を目標とすること。区立保育園を含む認可保育園を増設すること。認可保育園は賃貸物件を活用して増設するとの方針に固執せず、国有地・都有地を積極的に活用して園庭のある良好な環境の保育園を増やすこと。区立早稲田南町保育園と分園の統合計画は中止し、民営化しないこと。	E	ご意見として伺います。 待機児童解消に向け、計画的に賃貸物件を活用した私立認可保育所の整備などによる対策を進めた結果、令和6年4月に4年連続で待機児童数ゼロを達成しました。今後も待機児童ゼロの継続に向けて、人口推計に基づく本計画の策定を行い、引き続き適正な保育施設定員数の維持を行ってまいります。 なお、今後は、子育て世帯の大幅増が見込まれる大規模再開発事業等により、特定のエリアで、保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に限定的な施設整備を検討してまいります。 また、「新宿区公共施設等総合管理計画」において、「保育園は新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立保育園・子ども園の設置を基本とする」こととしており、今後も原則としてこの考えを遵守してまいります。
131	認証保育所を含め保育園に対する運営費補助は現員ではなく定員で行うこと。	E	ご意見として伺います。 区では保育園に対して、0～2歳児については、定員分の職員配置を求めており、定員分の運営費を補助しています。 認証保育所に対しては、全年齢で定員分の職員配置を求めており、定員区分に応じた基本額を設定しています。
132	保育園の設備及び運営の基準について、①面積基準を引き上げ、食べる・遊ぶ・午睡は別の部屋で確保できるようにすること。②年齢別の職員配置基準を大幅に改善し、子どもの年齢に応じた集団の規模にすること。	E	ご意見として伺います。 保育園の設備及び運営については、児童福祉法に基づき、「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例」において基準が定められています。保育施設は条例上、「最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない」とされていますが、一方で、都心部という地域の実情や、保育士の確保状況を鑑みると、現状の面積基準や職員配置基準を大幅に超えるような物件や保育士の確保は困難な状況にあります。このため、現行基準を適切に遵守しながら、法の主旨に沿った保育が実施されるよう指導していくことが妥当であると考えています。
133	保育園、幼稚園の1クラスの人数を減らすこと。「東京都幼保連携型認定子ども園の学級編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を改正し、学級規模を3歳児は15人、4・5歳児は20人にすること。	E	ご意見として伺います。 各歳児の保育室の広さは、児童福祉法に基づき、「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例」において歳児1人あたりの面積基準により定められており、この基準を踏まえて保育所等の定員を設定しています。その上で、保育需要を踏まえ、適正な定員数を確保しています。
134	認証保育所の安定した運営のために、人材・施設両面の財政的裏付けを保障すること。特に、補助金については現員ではなく定員に応じたものにする。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 認証保育所への財政的な支援については、平成27年度に、保育従事者のキャリアアップや障害児保育等に対する新しい補助制度が創設され、充実が図られました。 なお、キャリアアップへの補助については、平成29年度から、補助要件を追加したうえでの補助単価引き上げにより、更なる充実を図ったところです。 また、認証保育所に対しては、全年齢区分で定員分の職員配置を求めており、定員区分に応じた基本額を設定しています。 今後も、これらの補助事業を活用し、安定的な運営のための支援を行ってまいります。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
135	保育需要に応じた適正な保育定員の維持→説明動画を見て、保育需要と施設の定員について詳しく調査して検討していることが分かり、有り難いと感じた。一方、子供目線で日々の認可保育園の様子を見ていると、我が子を含めどの子ども、もっと先生(保育士さん)に構ってもらいたい、自分を見てもらいたいという気持ちが強いように見受けられる。保育園に入れない時代と比べれば贅沢な話だが、保育園内での人員配置についてもよりゆとりを持った配置が実現するような施策を考えてもらえるとさらに有難い(保育士さんのお給料を上げて誘致し、どの園でもよりゆとりを持った人員配置ができるようにするなど)。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 保育園の運営については、児童福祉法に基づき、「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例」において基準が定められています。保育施設は条例上、「最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない」とされていますが、一方で、保育士の確保状況を鑑みると、現状の職員配置基準を大幅に超えるような保育士の確保は困難な状況にあります。こうした状況の中で、区は安全で質の高い保育の提供を行うため、保育士の配置基準を国基準よりもさらに上乗せし、私立認可保育園等にはその分の補助を行っています。このため、区の現行基準を適切に遵守してもらいながら、法の主旨に沿った保育が実施されるよう、指導していくことが妥当であると考えています。 なお、保育施設への給付費の支払いの中に、保育従事者等の賃金改善を図るための加算額が含まれています。
136	病児保育を増やすとともに、利用しやすい環境を整えることを求めます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 病児・病後児保育は2所、病後児保育は3所で実施しているほか、会員制の相互援助活動のファミリーサポート事業においても、病児・病後児預かりを実施しているほか、ベビーシッター利用支援事業においても病児・病後児の利用を可能としています。今後も国の実施基準に基づきながら、事業に取り組んでいきます。
137	区立幼稚園に正規教員を増配置することを求めます。全ての幼稚園に専任園長をおき、養護教諭を配置することを求めます。担任と預かり保育担当は正規教員を配置する必要があります。派遣による補助員も専門性の高い人材の配置を求めるとともに、教育委員会が行う研修を充実することを求めます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立幼稚園への正規教員の配置人数は、各園の学級数などに応じた基準によって決まっているため、新たな増配置は考えておりません。また、区立幼稚園への養護教諭の配置も考えておりません。なお、西戸山幼稚園には専任園長を、市谷、四谷第六、花園、落合第三幼稚園には副園長を配置していますが、今後も専任管理職の配置については検討してまいります。 区立幼稚園の職員を対象とした研修については、今後も内容の改善・充実に努めてまいります。
138	区立幼稚園の全園での預かり保育の実施、給食導入など、積極的な施策検討をお願いしたい。 少子化の中で、幼稚園の新入園児の学級編成の最低人数についても、実際の応募状況や少子化トレンドにあわせて低減し、保護者や子どもが通いたい園に無理なく通える環境が実現するよう、早急に対策を行ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立幼稚園の園児数は令和元年度から減少傾向が続いています。区では、区立幼稚園の魅力発信するための動画を作成したり、各地区の地域センターまつりや3歳児健診などの機会を捉えて幼稚園の魅力発信したりするなど、周知活動により園児数確保に取り組んでいます。 預かり保育については、在籍園児数の減に伴い、利用実績も減少していることから、実施園数を増やすことは難しい状況です。また、給食導入については、給食調理室の確保が困難であり、併設する区立小学校の給食調理室の活用についても、スペース等の課題があることから、他自治体における給食提供の取組等を情報収集しながら、研究していく必要があると考えています。 また、新3歳児クラスの学級編成に必要な人数の基準については、幼稚園における集団教育・保育を効果的なものにするため、毎年度、教育委員会において定めています。今後の基準についても、幼児の成長を第一に考えながら、教育委員会において検討してまいります。
139	幼稚園教諭に対する支援を保育士に対しての補助と同じようにしてほしい。幼児教育の重要性を考えて幼稚園を選択している保護者も多にいる。保育士の待遇との差がついていると質のよい人材の確保やそもそも必要な人員の確保すら難しい状況になるのではと強く懸念している。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では区内私立幼稚園の幼児教育の充実を図ることを目的として、令和2年度から、教職員の処遇改善や加配教員の確保など、各園の実情にあった活用ができる幼児教育推進制度を区独自に実施しています。1園500万円を基準額としており、各園の判断において人材の確保のためにも活用されているものと認識しています。 また、国や都が実施している保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、国や都に対して保育従事職員宿舍借り上げ事業の補助対象に、幼稚園教諭を加えることを、強く要望しているところです。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
140	施策3-2の(3)の主な事業にある「(a)就学前教育合同研修等の充実」について令和5年度実績の記載が抜けている。	G	ご意見を踏まえて修正します。 【令和5年度実績】を追記します。
141	素案P144の「特定地域型保育事業」の記載について、第3章1(4)の地域型保育事業の小規模保育／家庭的保育／事業所内保育／居宅訪問型保育対応する事業名としてそれぞれ「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」と記述されているのであれば、なぜ事業所内保育も「事業所内保育事業」ではないのか。	G	ご意見を踏まえて修正します。
142	学童クラブやひろばプラスを利用する人数が多すぎて、活動場所が狭くて子どもが困っている。子どもが行きたくなくなる理由の一つである。窮屈に感じ、狭いため、子ども同士のトラブルが起きることがある。 子どもが学童やひろばプラスに行かないと、親が働くことにも規制が生じてしまうので、早急に活動できる場所を増やしてほしい。保育園はどんどん待機児童を減らすためにたくさん増やしたのに、なぜ学童やひろばプラスは増えないのでしょうか。のびのびと活動できない子どもたちのストレスを考えて欲しい。職員の人数も少なくしているようですが、事故があってからでは遅いので、職員を増やして欲しい。お金を払っているからと、委託している事業所頼りにしないで欲しい。もっと子どもの意見を聞いてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区の学童クラブについては、希望する小学1年生～3年生は全員と、配慮を要する4～6年生は希望があれば全員受け入れて運営しています。 学童クラブは令和6年4月現在、30カ所で、定員に対する登録者が100%を超えているのは15カ所です。そのうち定員拡充の方策が決まっているのは7カ所、残り8カ所については検討しているところです。引き続き、定員に対する利用登録数や待機発生状況などを勘案して、活用可能なスペースの確保に努めていきます。 「ひろばプラス」は、専用区画が必要な学童クラブと異なるため、小学校側と相談しながら、使用できる教室等の確保に努めていきます。 学童クラブの職員については、「新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する職員数を満たすよう、事業者と委託契約を締結し事業を実施しています。 また、児童館や学童クラブでは、アンケートや子ども会議を実施し、お子さんの意見を運営に活かすほか、子ども実行委員を募って企画から参加する等子どもが主体的に運営に関わる取組を行っています。
143	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について、共働き家庭では帰宅時刻を早めるにも限界があり、利用必須と考えている。部屋の中で落ち着いて小学校の宿題を出来る場所という利用も、小学校に連続する区の教育事業の一環として適切なものであると考える。一方、利用者数に対して部屋の数足りず、4年生になると学童利用は基本的に不可能となり、ひろばの活用のみが選択肢となる。落合第四小学校では、利用者一人当たり確保すべき面積として、2024年12月5日に東京都がまとめた通常よりも厳しい基準があるが、従来の基準であっても満たせていない状況がある。いずれ子どもが減るかもしれないという都議の方の意見があるとも聞いたが、共働きの比率が上がると利用者数が減らないという状況が続いている。部屋の確保、人員の確保、宿題をできる落ち着ける空間の確保、を実現するための計画を織り込むよう提案する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区の学童クラブでは、希望する小学1年生～3年生は全員と、配慮を要する4～6年生は希望があれば全員受け入れて運営しています。4年生以上の児童は、定員に空きがある場合、学童クラブの利用が可能です。このため、定員に対する登録割合が100%を超えている学童クラブがあることは認識しています。学童クラブスペースの確保については、本計画第3章「学童クラブの確保方策の考え方」に記載しています。 人員の確保については、区は事業者が賃金面での処遇改善を行えるよう支援を行うほか、事業者が人員を確保し安定した事業を実施できるよう、課題等について、随時、区と事業者が協議できる体制を設け、支援を行っています。
144	学童クラブについて、場所の確保も大事だが、人材の確保も重要。公募にかけることで効率化が望めるという競争の利点も理解できるが、働き手が減少している現在、競争により人件費を削減した結果、学童の支援員に必要な人数集めることが出来ないという事象が発生している。検索により募集広告をいくつか調査すると、保育事業の待遇と明らかに差があり、学童事業の待遇が劣後していることが明確である。5年毎あるいはそれより短い期間で公募にかかるという不安定な職で、待遇の改善が必要であり、今回策定される計画にも、学童事業における職員待遇の現況調査、改善計画の立案、改善後の効果検証の施策を織り込むべきと考える。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 学童クラブ等児童指導等業務委託は、原則1年契約ですが、事業の総合的な評価により、5年を上限として更新することが可能となっています。また、事業者の選定評価において一般競争入札ではなく、区が求める水準に基づき、事業の質や人件費も含めた職員の処遇等について事業者の提案内容を評価するプロポーザル方式を採用しています。 区は、学童クラブ、放課後子どもひろば、児童館の職員に対し、事業者が賃金面での処遇改善を行えるよう支援を行っています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
145	すべての区学童クラブは指定管理者制度を活用していると考えてよいか。 また、児童館 15館は指定管理者制度を活用しているか。	F	ご質問に回答します。 区学童クラブは施設ではなく事業であることから、指定管理者制度ではなく、児童指導業務等委託により運営しています。児童館については、3館を区直営、12館を指定管理者制度により管理運営を行っています。
146	2024年11月21日、子ども家庭支援課児童館運営係にお届けしました新宿区学童保育連絡協議会作成の要望書の内容を反映していただきますよう、お願いいたします。	G	ご提出いただいた要望書の所管課より、別途回答しました。
147	P97放課後の子どもの居場所の充実について 学童クラブ・放課後子どもひろばの運営についてすべて民間委託としているが、新宿区として学童クラブの運営方針を打ち出すため、またスキルを継承していくため、委託運営が継続できない場合に代替できるための拠点機関の学童クラブとして直営化も検討していただきたい。	E	ご意見として伺います。 区では、平成16年度から学童クラブの児童指導業務等委託を実施し、時間延長によるサービスの拡大を行ってきました。現在も、民間事業者による多様なサービスが提供されていることから、学童クラブを区直営で運営する考えはありません。
148	P98(a)学童クラブ事業の質の向上について 以下を取り組みに加えてください。 各学童クラブで運営協議会を必置とし、新宿区・運営事業者・保護者・地域の代表者とよりよい運営について協議をする。受託した内容が適正に履行されているかどうか、運営協議会で評価する。内容については共有し、運営の改善に取り組む。	E	ご意見として伺います。 指定管理児童館（併設学童クラブ含む）では、指定管理者が利用者等の意見を聞く機会として懇談会等を実施しています。区直営児童館や子ども家庭支援センターの児童コーナー、指定管理児童館併設以外の学童クラブでは、区が運営協議会を設置し、利用者等のご意見を伺っています。いずれも、利用者アンケートをもとに、利用者等とよりよい運営について協議を行っているため、変更する考えはありません。
149	P152学童クラブの確保方策の考え方に「待機児童がいる学童クラブの近隣小学校では「ひろばプラス」を実施」との記載があります。それであれば「ひろばプラス」の職員配置基準や環境整備は学童クラブと同内容にしてください。	E	ご意見として伺います。 素案P152放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の確保方策の考え方として、「学童クラブの定員確保については、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し、近隣の公有地等や民間賃貸物件の活用を検討、小学校施設の利用について教育委員会との調整を行います。また、民間学童クラブの誘致についても検討していきます。このほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」を実施していきます。」と記載しているとおおり、学童クラブと「ひろばプラス」は設置の目的が異なるため、職員配置基準や環境整備を同内容にすることは考えていません。
150	小学校内学童クラブの施設の拡充と学校内の設備を可能な限り利用できるようにすることを求めます。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在、校庭や体育館という広い運動スペースのほか、図書室等のその他のスペースも小学校のプログラムと調整しながら活用しています。今後も、定員を大きく上回る場合には、教育委員会と子ども家庭部との協議により、新たなスペースの確保について検討していきます。
151	定員オーバーしている学童クラブや今後定員オーバーが見込まれる学童クラブのある地域については、「ひろばプラス」で代替させるのではなく、計画的に学童クラブを増設すべきです。余丁町小学校内学童設置を求めます。	B	ご意見は、素案に記述されています。 多様化する家庭環境や成長段階に合わせて放課後の居場所が選択できるよう、学童クラブと「ひろばプラス」の両事業を総合的に推進していきます。 学童クラブの需要増に対しては、民間学童クラブの誘致を含め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を進めてきました。引き続き、定員に対する利用登録数や待機発生状況などを勘案して、活用可能なスペースの確保に努めていきます。 余丁町小学校については、令和8年度に通学区域内に（仮称）余丁町学童クラブを開設し対応する予定です。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
152	児童指導業務についてはプロポーザル時の人員配置が守られるよう区として責任を持って指導・援助すべきです。	E	ご意見として伺います。 事業者が人員を確保し安定した事業を実施できるよう、課題等については、随時、区と事業者が協議できる体制を設け、支援を行っています。
153	学童クラブ指導員について、公契約条例で職種別報酬下限額を設定し、時給を抜本的に引き上げ、区として事業者の人材確保を支援すべきです。	E	ご意見として伺います。 職種別の労働報酬下限額設定については、公契約条例にかかる労働報酬等審議会において、区の地域性や課題に則して慎重に調査・検討を行っています。
154	「時間延長」や「学童機能付き」など多様化している「放課後子どもひろば」が、子どもの安心かつ健全な居場所として相応しいものとなるよう、スタッフに対する適切な研修や支援を行い、学校・保護者とひろばスタッフが情報交換する場を更に増やすべきです。「学童機能付き」を改め「預かり機能付き」など保護者に学童クラブとの違いが分かりやすい名称に変更し、有資格者を配置した上で、見守りだけでなく、子どもとのかかわりを強化すべきです。	E	ご意見として伺います。 放課後子どもひろばのスタッフを対象に、「アレルギー対応」「放課後の居場所づくりと職員の役割」「発達障害」に関する研修を実施するほか、「他ひろば等の見学会」も行っていきます。また、都が実施する研修等への参加も呼びかけています。その他、区の職員による巡回を行うことで、スタッフへの支援を行っています。 学校、保護者とひろばスタッフの情報交換については、日常の情報交換に加え、学校や保護者、区、関係機関などを構成員とする放課後子どもひろば連絡会を開催し、情報交換・共有を図っています。 学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの名称については、子どもたちに親しみやすいものとなるよう、利用者アンケート等を参考に、「ひろばプラス」という愛称を使うこととしました。 資格者の配置については、放課後子どもひろばが、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場であることから、職員の資格要件を設けていません。
155	学童クラブ指導員に、スキマバイトは使用しないよう事業者にご指導してください。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 学童クラブ等児童指導業務等委託契約仕様書において、「指導員を安定的及び継続的に雇用することとし、原則として年度内は指導員の異動を行わないこと。」と定めており、原則として臨時的な雇用は行わないことになっています。このことは、事業者にも伝えていきます。
156	学童クラブで実施したお弁当配送サービスについては児童・保護者にアンケートをして検証し、ひろばプラスにおける長期休暇中の弁当手配を導入することを求めます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 学童クラブにおけるお弁当配送サービスでは、各学童クラブへ行ったアンケートを通じ、保護者や児童からのご意見を収集し検証を行い、適切に対応することで安定した運営体制を構築しました。 なお、「ひろばプラス」における長期休業期間中のお弁当の提供については、令和7年度から実施できるよう検討しています。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
157	<p>放課後児童対策パッケージに「放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。」と記載しており、それを踏まえて、素案99ページの「学童クラブと放課後子どもひろばを可能な限り一体的に実施することですべての子どもが放課後を安全に過ごし多様な体験・活動をできるようにします。」は、「学童クラブと放課後子どもひろばを連携して実施することですべての子どもが放課後を安全に過ごし多様な体験・活動をできるようにします。」と修正すべきと思います。</p> <p>他の自治体では「一体」という言葉のもとに、学童クラブをなくして、すべて放課後子どもひろばにしてしまった区があります。学童クラブは、放課後子どもひろばとは目的が異なるため、ひろばよりも予算が多いし、国の基準があり、国の定めた資格者を配置する、面積や職員配置の基準があるなど、法的根拠も違います。新宿区は、学童クラブと放課後子どもひろばを別々に運営し、連携するという意図があいまいにならないよう、国のパッケージに従って、一体ではなく連携という言葉を使ってほしいです。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、多様化する家庭環境や成長段階に合わせて放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、放課後子どもひろば（「ひろばプラス」含む）を総合的に推進しています。</p> <p>ご意見のとおり、学童クラブと放課後子どもひろばは目的が異なるため、学童クラブの需要増に対しては、学童クラブ事業スペースの拡充により対応しています。</p> <p>放課後の時間も、学童クラブ、放課後子どもひろばの利用児童が一緒に遊ぶ機会を持てるよう、「一体的に実施」と記載しています。</p>
158	<p>新宿区の学童クラブの問題の一つに、民間委託による不安定な運営というのがあります。委託会社による不祥事も複数の事業者でありました。また、職員が集められないのに多数応募して受託してしまい、契約通りの職員を配置できないまま今に至る事業者もあります。このようなことが起こらないように、区が対策を検討する計画を入れてほしいです。事業者が変わることを余儀なくされた子どもたちにとって、先生がほとんど入れ替わる事態はとても負担です。区から「職員確保は民間事業者がやることです。」という説明がありましたが、営利目的の民間会社は、区がきちんと対応しないと、こういうことを繰り返す、その負担は、区ではなく、すべて子どもが受けることとなります。区が行っている事業ですから、民間に丸投げではなく、区が責任をもって対策を考えてほしいです。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブ事業は、委託契約に基づき実施していることから、職員の確保及び配置については受託事業者が行います。</p> <p>区は事業者が賃金面での処遇改善を行えるよう支援を行うほか、事業者が安定した事業を実施できるよう、課題等について、随時、区と事業者が協議できる体制を設け、支援を行っています。</p>
159	<p>学童クラブが狭い、詰め込み、大規模化であるので、学童クラブの拡充が計画に入っていることはとてもいいと思います。しかし、例えば、落四小内学童クラブは10年間定員オーバーで狭いという問題が解決できていないので、新しい方法も検討して改善するという計画にしてほしいです。子どもたちがけがをしやすい、場所のことで喧嘩する、のびのび遊べない、おもちゃや本を置くスペースも少ない。などの問題があります。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>定員に対する登録割合が100%を超えている学童クラブがあることは認識しており、学童クラブの需要増への対応と学童クラブスペースの確保については、本計画第3章「学童クラブの確保方策の考え方」に記載しています。</p> <p>民間学童クラブの誘致を含め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を進めてきました。引き続き、定員に対する利用登録数や待機発生の状況などを勘案して、活用可能なスペースの確保に努めていきます。</p>
160	<p>東京都認証学童クラブの話が進められています。質を上げれば補助金が増えるようです。面積基準(1.65から1.98m²)や、一つの支援の単位は「おおむね40名」のおおむねを外して40名など、今よりもよい子どもたちの毎日の生活を営む場所になるように考えているようです。新宿区も、質の高い学童保育を目指し、認証学童クラブの取得も検討するという計画をいれたらよいと思います。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>東京都認証学童クラブ制度については、令和6年12月5日に「東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ」が公表されました。</p> <p>区学童クラブにおいては、示された運営基準のうち既に対応済みのものもあります。</p> <p>ご指摘の面積基準については、待機児童が発生している学童クラブや定員に対する登録割合が100%を超えている学童クラブがある中、この計画期間中に満たしていくことは現時点では難しいと考えています。また、1つの支援の単位については、既に40人以下として運営していることから計画に記載することは考えていません。</p>

No.	意見要旨	対応	区の考え方
161	落四小の放課後子どもひろばは専用の部屋がなく、時には学校からの部屋も借りられず、学童クラブの部屋やピロティ（部屋ではない。外です。）で過ごすこともありました。ひろばの子どもたちが落ち着いてすごせるように、放課後子どもひろばの部屋をきちんと確保する計画を立ててほしいです。学童クラブが足りなくて、学童クラブの代わりに毎日の生活の場として、ひろばプラスを利用する子もいます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 放課後子どもひろばの活動場所は、学校と協議、調整しています。 現在、落合第四小学校放課後子どもひろばは、やまぶきルームを主な活動場所とし、また、学童クラブとともに、コミュニティルーム、校庭、体育館等でも活動しています。
162	学童保育の質がどんどん低下しており、子どもの育ちの場が心配です。 落四では事業者と区が結託し、勝手に必要な指導員人数を減らしてしまいました。 こんな事では子ども達の安全安心は守れません。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 契約変更は、受託事業者から申し出があったため、区と事業者との協議により、運営が可能と判断した範囲で行ったものです。 区は、当初契約とおりの人員配置に基づく契約に再度変更するよう強く求めています。
163	第1章6「(2)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」施策3-7にある「・外国語版生活情報紙の発行」について妊娠期までに拡大したことは、大いに評価する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、外国人への情報提供について、妊娠期も含んだ幅広いライフステージを対象に取り組んでいます。引き続き、外国語版生活情報紙や外国語版生活情報ホームページ等により、子育て支援などの必要な情報を提供してまいります。
164	障害児の延長保育を原則実施できるよう体制を作り、希望に応じ実施できるようにすべきです。	E	ご意見として伺います。 障害児の延長保育の実施の可否については、入園後に医師や保育園長等を構成員とする「入園及び保育環境検討会」で判定を行うこととしています。 実施にあたっては、安全に保育できる環境を整えるとともに、障害児の心身の負担に配慮することが重要であると認識しています。
165	小学生が利用できるショートステイを生活実習所以外の施設でも早急に増設し、戸山サンライズの客室を借り上げて、緊急時に宿泊できるような区独自の体制をつくることを含め、生活実習所以外で緊急時に24時間対応できる知的障害児の支援体制を整備することが必要です。	E	ご意見として伺います。 生活実習所以外の施設について、シャロームみなみ風では、緊急時については概ね小学5年生以上の知的障害児者（肢体不自由との重複含む）を対象としています。 この他、NPO法人による事業所が開設され、小中学生を中心に短期入所（ショートステイ）等の受入を行っています。また、緊急時には、区外施設についても調整し、対応しているところであり、地域生活支援体制の中でも、相談機能を強化して知的障害児の支援体制を整えていきます。 なお、短期入所は障害者総合支援法で基準等を含め定めている障害福祉サービスであるため、区独自に短期の宿泊を伴う事業を実施する考えはありません。
166	就労している親を支援するため、高校を卒業し福祉作業所等に通所している障害者向けのタイムケア事業を実施すべきです。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 障害者の日中活動後の居場所として、障害者福祉センターで夕方に実施している音楽セラピーとピアノサロンの実施回数を、令和6年度から、毎月4回から毎月8回に増やしました。 また、18歳未満の障害児等を対象に放課後の日中活動支援を行う障害児等タイムケア事業について、令和7年度から、18歳以上の障害者も事業の対象に加えるとともに、定員を拡充するよう、運営法人と調整しています。 こうした取組により、障害者の日中活動後の夕方の居場所の確保に努めていきます。
167	ひとり親家庭の親が資格を取得するための高等職業訓練促進給付金の支給額をさらに増額するべきです。	E	ご意見として伺います。 就職の際に有利となる資格の取得を目指すひとり親家庭の親への支援としては、「高等職業訓練促進給付金」のほか、「償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付」、「償還免除付のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」などがあります。また、「高等職業訓練促進給付金」においては、訓練の最終学年の12か月は支給額が増額（4万円）されます。 このような様々な制度を活用しながら、個々のひとり親家庭の状況に応じた就労支援を行っており、さらなる増額は考えていません。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
168	高校卒業程度認定試験を目指すひとり親家庭の子どもが、通学・通信等で学び合格できるよう国の支援事業に上乗せ支援すること。ひとり親家庭学習支援「あんだんてラボ」については、対象者に周知が行渡るよう、区公式LINE等のSNSやあらゆる手段で対象者に周知すべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 母子生活支援施設かしわヴィレッジ内で実施しているひとり親家庭学習支援事業では、在学中の中学・高校生への学習支援に加えて、高校卒業程度認定試験合格に向けた支援を実施しています。 また、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの若年者等就労支援事業では、若年者就労支援室「あんだんて」を運営し、就労や進学など自立に向けて不安や悩みを抱える15歳から概ね39歳までの非就業者等及びその家族の方を対象に相談や支援を行っており、この中で「あんだんてラボ」を実施しています。 対象者への周知については、区ホームページからリンクした当該事業のホームページで行うほか、X（旧Twitter）等のSNSでの発信や、区内各施設へ事業紹介パンフレットを配架しています。今後も対象者に合わせて適宜内容を見直しながら実施していきます。
169	施策3-5の主な事業にある「(a)生活向上支援事業(ひとり親家庭福祉)」について、第二期計画の資料編1、事業一覧の「生活向上支援事業(ひとり親家庭)」の事業の概要に記載されているきめ細かな支援として、 ・ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施 ・出産・子育て支援(ゆりかご・しんじゅく)事業(健康部)との連携 はどうなったか。	F	ご質問に回答します。 ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会は、土日に年2回実施していました。ひとり親手当関連の通知の一斉送付の際に案内を同封するなど周知に努めましたが、1回あたりの参加者は平均7人でした。このため、事業を見直して、この相談会・講演会は令和3年度までとし、令和4年度からは、「養育費確保支援事業」を実施しています。 なお、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと）等において、相談会・講演会と同様の講座を開催しています。 ひとり親家庭への支援に向けた情報提供として作成した「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」を、健康部を含めた関係機関に配布するとともに、ゆりかご・しんじゅく事業との連携による配布を継続しています。
170	第二期計画の資料編1事業一覧の「寡婦(寡夫)控除等のみなし適用」の事業の概要に記載されている「婚姻歴のないひとり親に対する支援」はどうなったか。	F	ご質問に回答します。 令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無によってひとり親家庭に生じる税制上の不公平を解消するため、「ひとり親控除」が創設されたことから、寡婦(寡夫)控除等のみなし適用は廃止となりました。
171	「新宿区特定事業主行動計画」目標達成のための具体策を講じ、男女共に育休を取得できるよう正規職員を増員し、促進を図るべきです。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 特定事業主として、キャリア育成を支援するとともに、余暇、育児、介護などの家庭生活との両立・調和のために必要な働き方を示し、各目標の達成に向けた取組を行っており、男性の育休取得率は上昇しています。 また、育休取得者の代替として、任期付職員や派遣職員を配置し、職員が休暇等を取得しやすい職場づくりに努めています。
172	施策3-6の主な事業にある「(a)働く女性応援講座」について、「事業の目標」に定員充足率という考えを入れたいかどうか。	E	ご意見として伺います。 区の男女共同参画推進計画において、講座の内容によってはオンラインを活用することとしています。オンライン講座の場合は定員を定めないため充足率が出せないことが原因で、満足度を目標値として設定しています。

(5) 第2章 施策目標4「安心できる子育て環境をつくります」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
173	子ども未来基金による助成制度は、助成額を引き上げること。助成率を引き上げ、2年目以降も全額支給を継続すること。子ども食堂に必要な場所の無償提供を行うべきです。	E	ご意見として伺います。 新宿区子ども未来基金により、子ども食堂や学習支援、居場所づくり等、区民等が行う自主的な活動に対し助成を行っています。 子ども食堂の活動が継続してより活発に行われるために、令和2年度には、新宿区子ども未来基金を活用した助成について、助成率と助成額を引き上げたほか、これまで4回までとしてきた助成回数の上限を撤廃しました。また、1団体2活動までの助成を可能としました。令和4年度には、会場費を対象とした助成の仕組みを新設するとともに、コンサルティングを活用した支援（相談、助言等）を開始しました。令和5年度には、物価高騰等の影響により経費がかかり増す状況に鑑み、助成率を引き上げました。また、地域の中で活動が浸透し、規模が拡大した活動に対する支援強化策として、年間平均利用人数が多い活動や年間の開催回数が多い活動に対する加算助成の仕組みを新設しました。 このほか、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で活動している子ども食堂等に対しては、対策にかかる費用を加算して助成しており、令和6年度以降は衛生費として加算しています。 また、助成率については、助成活動を行う団体が独立して継続的に安定した活動を展開していくことにより、活動が地域に根差していくことを目指しているため、段階的な助成率を設けています。こうしたことから、助成額の引き上げや2年目以降の活動経費の全額の助成は考えていません。 なお、現在、助成対象となっている子ども食堂は、3活動が地域センターを会場としているが、令和4年度からは、新宿区子ども未来基金助成対象であって地域センター登録団体であれば地域センターの使用料免除対象とされたため、現状では無償提供について考えていません。
174	施策目標4に関して、街中のバリアフリーの推進等とあわせて、他区のように区民が優先して利用出来る象徴的な子育て施設(豊島区の「ハバママスポット」「としまキッズパーク」、渋谷区の「CO渋谷」「景丘の家」等)が新宿区にも出来て欲しい。魅力的な施設があればより多くの方が訪問し、子育て情報の発信にも役立つと思う。	E	ご意見として伺います。 区民にご利用いただける子育て支援施設として、子ども総合センターや子ども家庭支援センター4所、児童館15館など、区内各所で設置しており、施設数は充足していると考えています。このため、新規施設を設置する予定はありません。引き続き、既存施設を活用して子育て支援を行ってまいります。
175	都庁前駅から新宿中央公園へのバリアフリールートの整備をぜひお願いしたいです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 都庁前駅から新宿中央公園を訪れる人々のバリアフリー動線の確保に向けては、東京都が「都庁周辺の空間再編計画」に基づき、既存施設の活用も含めた道路横断デッキへのバリアフリールートの整備や、公園への横断歩道の設置等について検討しています。
176	区立学校全校に簡易スロープや階段昇降車、リフターなどを配備し、バリアフリー化を進めるべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 各学校のバリアフリー化については、これまでも、施設上、対応が可能な範囲で進めてきたところです。簡易スロープについては、学校の意向を踏まえ、各学校の1階の最低限必要な箇所に設置するとともに、リフター等の設備については、階段昇降機を必要に応じて設置するほか、学校運営課で所持している機器を貸し出して対応できるようにしています。
177	保育園の散歩時の安全確保のため、通常の保育士の他に人員を配置すべきです。	E	ご意見として伺います。 安定的な保育の運営に必要な加配は行っており、交通安全対策等についても必要な措置を順次講じていることから、新たな加配を行う考えはありません。

No.	意見要旨	対応	区の考え方
178	各学校・PTAの要望を聴取し、通学路に配置している学童擁護員を更に増やすべきです。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 小学校では、新宿区通学路交通安全プログラムに基づき、各学校の教職員やPTA等による通学路における危険箇所の抽出を行い、警察や道路管理者と連携し、毎年度、交通安全総点検を実施しているほか、通学路の安全対策について、小学校PTA連合会から要望を聴取しています。 各学校・PTA等の要望を踏まえ、令和元年度は小学校とともに現地調査等を実施し、令和2年度から学童擁護員の追加配置を実施しました。令和6年度は、近年、子どもの交通事故件数が増加しており、道路事情も年々変化していることから、学童擁護員の増員要望があった学校に対し、現地調査を実施し、必要と判断した箇所に、学童擁護員の追加配置を実施しました。令和7年度は、引き続き学童擁護員の増員要望があった学校に対し、現地調査を実施し、必要と判断した箇所に、学童擁護員の追加配置を検討します。 今後も点検結果や要望等に応じて、検討していきます。
179	施策4-4「未来の子どもたちへの環境づくり」について、取組の方向として「(a) 環境学習情報センターを通じた環境学習・環境教育の推進」が挙げられているが、環境教育をより推進するためには環境学習の拠点をもっと増やす必要がある。 また、「(b) 学校等での環境学習の推進」が挙げられているが、通常のカリキュラムに環境学習を入れる限度があるため、学校外でも環境活動に関わる機会を作るなどする必要がある。 そこで、環境教育・環境活動の拠点として公園を活用することを提案する。 例えば、公園の落ち葉を集めて腐葉土を作り、更にその腐葉土を緑のカーテンに活用することで体験的に資源循環を学ぶことができる。 そうして公園で環境活動を行うことで、子ども達だけでなく、子ども達を取り巻く大人たちも環境活動に参加することができ、子ども達の環境教育の基盤を底上げすることにもつながる。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、環境学習情報センターが中心となり、企業・NPO・大学等の多様な主体と連携しながら、学校や区有施設等を活用して環境学習・環境教育を推進しています。公園についても、環境活動や環境学習の内容に応じて活用を検討していきます。
180	施策4-4「未来の子どもたちへの環境づくり」について、主な事業に「資源循環と生物多様性を学べる公園づくり」を加えることを提案する。 具体的な内容は、例えば以下のとおり。 ・落ち葉で腐葉土作りを体験。 ・公園で作った腐葉土を花壇や植栽や緑のカーテンに使用。 ・子ども達が自由に草花遊びができるエリアを公園に設け、そこにクローバーやフウセンカズラやタデアイなど、子ども達に豊かな遊びやアクティビティを提供できる草花を植える。	E	ご意見として伺います。 区では、区立公園184園について巡視、維持補修などの管理業務を行っており、落ち葉での腐葉土作りについては、落ち葉の収集運搬、月に数回程度の攪拌、完成した腐葉土の積み込み及び運搬に一定の時間と労力、コストを要することから、区においても一般的な市販品を使用しています。このため、現時点では区立公園において腐葉土作りを体験できる機会を設ける予定はありません。 区立公園では、公園内の清掃や花壇の手入れなどの管理も行っており、このうちの一部を区内に在住、在勤する方等が自主的に行う公園サポーター制度を設けています。区は、サポーターの方々と協働しながら四季折々の花が楽しめるよう花壇管理を行うなど、魅力ある公園づくりに努めています。
181	区立小学校の校庭は、残る7校のゴムチップを早急に芝生化すること。区立中学校の校庭は、芝生化に向けて計画を策定すること。	E	ご意見として伺います。 小学校の校庭舗装は、改修時期に学校の意向を踏まえ、整備を進めております。現在は、天然芝、人工芝、ゴムチップ、ダストの種別となっています。 中学校の校庭舗装についても、改修時期に学校の意向も踏まえながら整備を進めておりますが、部活動での使用もあることから、多様なスポーツに対応可能なダストでの整備が基本となっています。

(6) 第3章 「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について

No.	意見要旨	対応	区の考え方
182	素案P143で、(12)子育て世帯訪問支援事業、(13)児童育成支援拠点事業、(14)親子関係形成支援事業、(15)産後ケア事業、(16)妊婦等包括相談支援事業、(17)乳児等通園支援事業、と記載しているが、(14)～(19)に変更して分かりやすくしてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 ご指摘のページでは、地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みを算出する事業を記載することが主旨であるため、より分かりやすくなるようカッコつき数字を削除することで対応します。
183	第3章6「(11)乳児家庭全戸訪問事業」の確保方策の「1訪問人員」を第二期計画にあった50人程度(助産師、保健師等)から60人程度(助産師、保健師等)に増員したことは、大いに評価する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も本事業を継続し、専門職による母子の健康状態や子どもの発育の確認および子育てに関する相談支援を丁寧に行ってまいります。

(7) その他

No.	意見要旨	対応	区の考え方
184	区民からの意見を反映するという点では、5年前の前回計画策定時は10か所で説明会を開催し、68名が参加し意見が出されましたが、今回は2回のみで開催で、一般区民の方の参加はわずか3名でした。動画の配信など工夫はあるものの、やはり身近な会場を設定し、対面での説明や質問も含め区民の声を聴く姿勢がもっと必要だったと考えます。	E	ご意見として伺います。 素案説明の機会として、対面と動画配信という2つの方法を実施しました。そのうち、対面による説明会の参加者は2回で計7名でしたが、「素案説明用動画」の視聴回数は263回と多くの方にご覧いただけました。パブリック・コメント制度による意見も現行計画策定時には107件でしたが、今回は185件となり、現行計画策定時を上回るご意見をいただきました。そのため、子育て当事者に向けた説明としては、適切な方法であったと考えています。
185	新宿区役所保育課の方には保育園の入園関係で、四谷保健センターの方には1歳半健診や3歳健診でお世話になるなど、折に触れて新宿区の担当者の方に問い合わせたり相談させていただくことがあり、総じてこちらの質問を的確に理解して親切に教えてくださる方が多く、本当に助かっている。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 保育課では、今後もきめ細やかで丁寧な接遇に努めていきます。保健センターでは、お子様の健やかな成長・発達を確認するとともに、子育て支援の場として乳幼児健診を実施しています。今後もきめ細やかで丁寧な接遇に努め、全ての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き実施していきます。

3 区民説明会における意見・質問要旨と回答要旨

(1) 計画全般について

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
1	説明会の参加者が少ないのが残念。私も育成会からの情報はなく、昨日知り合いから聞いて初めて知った。子育てメッセに出た方も知らなかったようなので、関係する団体等に更に宣伝してはどうか。	E	説明会の周知は、区町連定例理事会や民生児童委員会長協議会だけでなく、子育てメッセや若者つどいの参加者へのチラシ配布など、地域の方々には、パブリック・コメント実施・区民向け説明会・素案説明用動画などについて5年前と比べても広範に周知しました。子育て世代は共稼ぎが増えており、対面の説明会に来ることが難しいという意見も聞いたため、今回、新たに動画を用意し、どなたでも、いつでもオンラインで見られるようにしました。

(2) 第1章 「計画の基本的な考え方」について

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
2	子どもの数が今後減っていく見込みの中、区独自の出生数減への対策はあるのか。新宿区で産みたいと思える独自施策があれば良いと思っている。	F	出生数を増やすことについては、直接的に後押しするのは難しいことを前提として、子育てに対する不安があって、子どもを持つことへのためらいがあるとすれば、区の子育て支援サービスを充実させることが、産み育てることの後押しにつながるかと考えています。

(3) 第2章 施策目標1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」について

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
3	5年前と大きく変わったところとして、子どもの声を聞き反映させて計画をつくるのが大きな違いだと思うが、具体的にどこに子どもの声を反映しているのか教えてほしい。	F	こども大綱でも子どもの意見を聞くことを述べており、子どもの声を聞くことは多義的であると捉えています。例えば、様々な場面で行政へ意見を言う、区長と意見を交わすといった機会も持つことが大切であると考えています。新宿区の特徴として、従前より計画策定前年度に小学校5・6年生、中学生、高校生年代を対象とした調査を実施しています。加えて、今年度は子どもWebアンケートを実施し、放課後や休日の過ごし方などを聞いています。子どもの居場所を区の施設や事業として提供していますが、子どもたちの生活において、それらがどれだけ身近かを聞いています。また、子どもの意見を聞きながら取り組んでいる例としては、児童館では、子どもたちがどのように遊びたいかを話し合ったり、公園の整備にあたって、子どもの意見を聴取するなど、細かな取組を行っています。
4	子どもWebアンケートで、子どもの意見を集めることはすごく良いことだと感じている。小学生の知り合いが多いが、アンケートの対象が小学校5年生以上とあって、小学校1年生～4年生までにも聞いてくれたらよいのになという保護者の意見があった。アンケートの対象が小学校5年生以上となったのはなぜか。	F	子どもの意見を集める方法は様々です。小中学生フォーラム、児童館等における子ども会議、児童遊園をつくる際の子どもからの意見聴取など、事業レベルでの意見聴取や、今年度実施している子どもWebアンケートのように、区政全体への関心を聞くこともあります。こども大綱でも子どもからの意見は、子どもの年齢や発達段階に応じて尊重することとされています。Webという回答ツールを使いこなせる年齢として、昨年度実施した子ども・子育て支援に関する調査でも小学校5年生以上を対象とし、適切であったため、今回も同様の対象としました。

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
5	先日、虐待による死亡者数70人、自殺者513人、いじめや不登校の増加などの報道を目にした。新宿区のこれらの状況についてうかがいたい。	F	児童虐待の対応状況について、区の虐待対応の相談件数は国と同じく年々増えていますが、虐待死亡事例は、発生していません。 自殺については、区で多いのは20～30代です。全国的には小学生の自殺が増えていると聞いていますが、区で小学生の自殺が増えているということは把握していません。 計画素案P181に記載の「自殺総合対策」という事業にあるとおり、第2期新宿区自殺対策計画を策定し、若年層への対応を行っています。 区の不登校の状況については、小中学校ともに増加傾向と認識しています。
6	計画素案の概要P18の16番親子関係形成支援事業の内容と周知方法を教えてほしい。	F	子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子どもに対し、グループワークやロールプレイを実施するなど、グループで行うペアレントトレーニングで、親子の関係性を改善するために、区の心理職が担当して実施しているものです。子ども総合センター及び子ども家庭支援センターで対応しているケースワーカーが付いているお子さんや、保健センターで気になるお子さんを対象に案内しています。
7	息子が区立小学校6年生で、GIGAスクール構想によりタブレット1台を貸してもらっているが、家ではゲームで遊ぶのに使っているのが実態である。配布されている端末は、セラー利用可能なため、使用制限がかからない状態である。学校からは、利用記録がみられるので、ゲーム等で使用しないようにという声掛けはしているとのことだが、それでも子どもはゲームをしていて困っている。また、スマホを持っている世代なので、SNSとの付き合い方を教育してほしい。LINEグループが小学校5、6年生からつくられていて、別のSNSもあるらしい。	C	区立学校配布のタブレット端末は、22時～6時はネットを使用できない設定にしています。 情報モラル教育は各学校で毎年行っていますが、家庭での指導との両輪が必要であると考えています。学校と家庭が連携して、タブレット端末の適切な取り扱いについて伝えていきたいと考えています。
8	GIGAスクール構想で、豊島区では欠席した際に、オンライン授業が受けられると聞いた。新宿区でも中学受験をする家庭が増えており、1月は風邪をひかないために、6年生は学校に来ない児童が多いと聞いているので、小学校高学年だけでもオンライン授業が受けられると有難い。	D	学びを保障する観点で、オンラインを活用して授業配信を行うなどの取組を各校が工夫して実施していますが、主な対象は不登校の子どもたちです。風邪や入院等で休む子どもたちについては、体調等を学校が聞き取り、補習や宿題で対応している場合もあります。学校の授業は対面が基本ですが、他区の取組を研究していきます。
9	文京区では防災キャンプをしていて、備蓄品を消費するために学校に泊まってキャンプをしているそうである。地震の脅威も迫っているので、新宿区でもできればよい。	C	避難所防災訓練としての防災キャンプは実施していませんが、区立小学校の地域協働学校では、区職員の派遣により防災トイレやダンボールベッドの組み立て訓練を行っているほか、校庭での夕食や、肝だめしなども取り入れた防災キャンプを実施しています。 今後も地域の活動を支援できるよう、地域協働学校や保護者などと連携し、子どもたちの防災知識の向上に努めていきます。

(4) 第2章 施策目標3「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」について

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
10	<p>保護者の想いとして、学校の教室は授業が終わった後は空いているのに、民間施設を借りるのはなぜなのか疑問である。以前と比べて、学校内に学童クラブができたりと、学校施設の活用は進んでいるかもしれないが、もっとうまく活用できないか。今後は学校施設の活用が進むといったことはあるのか。</p>	E	<p>学童クラブのうち、民間物件を借りているのは現在2か所のみです。1つは、東五軒町学童クラブの横に物件を借りていますが、時限的なもので、令和11年4月からは江戸川小内に新たに施設整備するため、それまでの間、借りています。もう1つは、四谷第六小学校の近くに物件を借りて、学校内学童クラブと一体的に運営しています。</p> <p>区内の学童クラブは現在30か所あって、その内11か所が小学校内、14か所は児童館内、4か所は子ども総合センターと子ども家庭支援センター内、その他1か所は区内の公共施設です。</p> <p>学童クラブは専用区画が必要と新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められているため、昼間に教室として使っている場所を学童クラブとして使用することは考えていません。</p>
11	<p>習い事の送り迎えが大変である。学校が空いている時に、民間の習い事の事業者に教室を貸し出してもらえたら、授業後、子ども自身で行くことができ、安全でよい。</p>	E	<p>学校施設は、区民の生涯学習・スポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲内で開放しており、民間の習い事の実業者等への貸出しは行っていません。</p>
12	<p>学童や放課後子どもひろば、「ひろばプラス」、児童館など、子ども達が行く場所は多いが、統一感がなく、区の資源が分散している。区のお金の使い道として、重点を置くところや効率化を考えて欲しい。</p>	D	<p>区では、放課後の子どもの居場所として、児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば（「ひろばプラス」含む）の事業を実施しています。</p> <p>各事業で対象、目的、内容等が異なるため、ご家庭の状況やお子さんの自立の度合いに応じて、放課後の居場所を選択していただけるよう、複数の事業を実施しています。</p> <p>このように各事業の対象、目的、内容が異なる点について、より分かりやすく伝わるよう周知を工夫していきます。</p>
13	<p>保育園の待機児童がゼロとなったことは評価しているが、学童クラブは定員超過の状態だと思う。学校の教室を借りて場所を増やしているが、限界があり、子どもたちが窮屈な状況で過ごしている。これでは、やりたい遊びができない、子ども同士がケガやけんかをするといったことが発生してしまう。放課後の時間の過ごし方として、自分らしくやりたいことをできるようにしてあげたい。素案に事業スペースを拡充することが記載されているが、地域を活用してほしい。区では、どのように場所を探しているのか。もっと地域に協力を求めるなど、柔軟にコミュニケーションがとれると良いと思う。また、事業スペースや借りられる教室が増えても、先生がいないと運営はできない。区は委託事業だとしても、区の事業として、子どもたちがのびのび過ごせる場所づくりに向け、先生への処遇改善など検討してほしい。</p>	C	<p>区の学童クラブについては、希望する小学1年生～3年生は全員と、配慮を要する4～6年生は希望があれば全員受け入れて運営しています。</p> <p>学童クラブは令和6年4月現在、30か所で、定員に対する登録者が100%を超えているのは15か所です。そのうち定員拡充の方策が決まっているのは7か所で、残り8か所については検討しているところです。</p> <p>区では毎週、不動産情報を収集するだけでなく、不動産屋にも希望を伝え連携を取っています。地域の方から物件を紹介していただいたこともあります。今後も地域の情報があれば、寄せていただけるとありがたいです。</p> <p>学童クラブの職員の確保については、人手不足といわれていることは承知していますが、まずは、委託事業者に人員を確保してもらうこととしています。職員の処遇改善については、国は学童クラブの職員のみを対象としていますが、区ではひろばプラスや児童館等の職員も対象としています。</p>

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
14	学童クラブの職員不足について、他区では予定通りの職員を配置していると聞いているが、新宿区では配置人数を確保できずに事業開始している場合もあると聞いている。区の責任でないとしても、子どもにもしわ寄せが行くので、対応して欲しい。現在は、大人数の学童クラブとなっているが、国や区の基準では、一つの学童40人となっているので、子ども同士や先生と子どもの信頼関係をつくるためにも、場所を増やして人数がたくさん入れればよいのではなく、どう生活していくか、信頼関係をつくっていくかという、保育の質を考えて整えていただきたい。	D	学童クラブの人数の基準は、一つの支援の単位を40人にするのであって、一つの学童を40人にするということではありません。子どもが徒歩で通える範囲で複数の学童クラブを設置するのは難しい状況です。子ども同士の友達関係もあり、保護者は第一希望の学童クラブしか希望を出さないことが多く、区で利用調整等はしていません。運営は事業者に委託しているため、適切に履行を確認するとともに、定員拡充だけでなく質の確保についても巡回指導しています。
15	素案P15～20のライフステージに応じた切れ目ない子育て支援の記載がとても分かりやすい。少子化の原因は、結婚して、子育てにお金がかかるのではないかと不安がとても大きいと思う。そのため、結婚時に夫婦に対し、ライフステージごとにいくらかかるか等のアドバイスが受けられるようファイナンシャルプランナーをつけてはどうか。結婚後も伴走してくれる人がいると、虐待などの歯止めにもなると思う。	C	ファイナンシャルプランナーが講師となって、啓発講座や若者のついででのセミナーや相談など、区民全体に向けての発信や一人ひとりに応じた相談事業を行っています。

(5) 第2章 施策目標4「安心できる子育て環境をつくります」について

No.	意見・質問要旨	対応	回答要旨
16	幼児期には親への教育があるが、小学校になると、親が思春期の子育てについてなど、学ぶ機会がない。受講している区の思春期の子育て支援事業の連続講座がすばらしいので、ぜひ広く知っていただきたい。	B	「思春期の子どもと向き合う」をテーマとした講座は、全5回で開催しています。コロナ禍ではオンラインで実施していましたが、今はオンラインと対面を含めて、全4コース開催しています。事業を継続し、同じ思いの方同士が話す機会を今後も提供していきたいと考えています。令和7年2月15日にシンポジウムを開催し、後日動画配信する予定です。周知方法を工夫し、区の事業が必要な方に広く届くよう努めます。
17	育休支援が充実しているため、保育園の0歳児利用は減っていると思うが、量の見込みの算出方法はどのようにしているのか。	F	保育園の量の見込みは、新宿自治創造研究所が出した人口推計に加え、世帯のニーズ等も加味した上で算定しています。人口推計は毎年更新するもので、未就学児はコロナ禍以降、区の想定以上に減少している状況です。3月に発行予定の計画書に記載する推計は、数値を更新する予定です。
18	幼稚園の量の見込みが今後5年間減っているように見えない。子ども子育て会議で幼稚園に入園する子どもが減っているという話を聞いたがいかがか。	F	量の見込みは、国の算出の基準により、推計児童数や利用意向率等から推計しているものであり、区の直近の現状を反映しているものではありません。
19	お金の教育を小中学生にできるだけしてほしい。キャッシュレスになり、お金の価値を分かっていない子どもが多い。普通に育った子どもたちが、父母を旅行に連れていきたいがために、闇バイトに手を出してしまう例もあると聞いた。お金を得る大変さを小さい時から知っておく必要がある。	C	お金に関する教育について、学校では金融教育に取り組んでいます。小学6年生や中学校では家庭科の消費者教育などがあります。勤労観や職業観の教育は早い段階からできると考えており、お金そのものよりも、働いてお金を得る、お金はとても大切なものであることなどを、道徳教育の中で取り組んでいます。

この印刷物は、業務委託により1,000部印刷製本しています。その経費として1部あたり275円(税込)がかかっています。
ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)令和7年度～令和11年度(素案)に関する
「パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方」
「区民説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

発行年月 令和7(2025)年3月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 03(5273)4260

ファックス 03(5273)3610

印刷物作成番号

2024-14-3001

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

